都市農業と農家の都市的土地利用

大石 堪山*

要 約

近郊地域ないしは市街化進行地域の研究方法に若干の反省を加えながら、近郊農業と近郊農家の変容 過程と再編過程をあきらかにした。従来の研究分野の分業体制からは注意を払われなかった「旧農家 群」も含めて分析を進めなければ、当該地域の研究は重要な構成要素を除外する結果になり、都市と農 村の対立矛盾を解消し、融合を希求する都市生活者・農業者の正しい道を見失うことになるであろう。

都市一般住民と現および旧農業者との相互関係は、農産物の他には、おもに住宅用の土地を中心に展開している。従って農地転用の4条・5条別の地積量が分析され、農作物作付の変化や農家数の変化、農業就業人口の変化などが分析された。

このような変化のなかから、非農業的土地利用のもっとも進んでいる地区が選定され、旧農家も含めて15年間の各経営体の変貌が分析され、類型に分類された。これら類型は発展過程として認識される。

類型設定基準には従来の農家分類が若干の検討を加えられ、とくに「専業農家」の定義が新しく提出された。この場合、経営主体者や後継者の意志が重視された。

市街化進行地域で、都市農業をおこなっていく場合の諸条件や営農阻害条件、将来の意向、あるいは 都市住民への被害が聴取や質問紙法によって分析された。貸家経営の導入にともなう農用地の転用過程 や増減過程が、空中写真を基図に聴取によって調査され、図化され、また説明された。

貸家経営が経営学的に成立しないこと、地価上昇率が異常に高いので早期に貸家経営をおこなうほど 損失の大きいこと、および現象的に貸家が増大していくことが理論的に説明された。

1 はじめに――近郊地域研究方法に関する 若干の反省と研究の目的

かつて別稿¹ で触れたことがあるが、鎌ヶ谷市は昭和30年頃までは農村的色彩が濃厚であった。その頃の人口は約1万人であったが、全体の3分の2が農業人口であり、また、15才以上の就業者をとってみても、その3分の2は農業就業者であった。工業化もまったくといってよいほど進展せず、わずかに地場産業的な、あるいは農村工業的な零細企業が20弱立地しているにすぎなかった。これら工業への就業者総数も100人に達しなかった。いっぽう商業なども含めた事業所全体をとりあげても総数で150人以下、これらの就業者合計も500人以下であり、大部分が農村を対象とした小売業やサーヴィス業であったと考えてよい。すなわち、当時のこの地域の就業形態としては農家が主であり、地域外への若干の通勤を除けば地元での農家以外の就業はほとんどないといっても過言ではなかった。ところが、10年後の昭和40年

には農家人口20%,約5,000人,20年後の50年には3,60人,5.7%, 2 ² 現在ではすでに5%を下まわっている 3 。このように,日本経済の高度成長期にあって,大都市周辺における近郊農村は中心都市からの溢流人口と,地方からの首都圏への集中人口 4 との両方によって,土地はおもに住宅地としての機能を強く要請されたのであった。それだからこそ近郊農業や近郊農村の受けたインパクトも大と言わねばならないし,また,変容の過程もそれだけ急激なものであったに違いない 6 。

従来の近郊地域の研究は、都市化による近郊農業の変化やその過程を扱っても、たんに農家戸数の変化や作付面積の変化、農家経営の変化あるいは土地利用の変化を分析したものであり、農家名簿にのらない旧農家は分析の対象からはずされてしまっていた。もちろんこれには、旧農家に関するデータが入手しにくいこと、たとい入手できるとしても膨大な時間と手間がかかるところから、ほとんど研究対象にならなかったと言えるようである。従って、近郊地域はいつでも近郊農村としてしか研

究の対象になりえなかった。しかし考えてもみれば、近郊農村や近郊農業は、いつまでもある地域に固定されているものではなく、中心都市の性格を反映してつねに変動しているものであるから、都市化の度合が深まれば近郊農村ではなくなりえるし、近郊農業という概念でも把握されえなくなる。わが国の「近郊地域」というところは、もはや近郊農業地域とは質をことにしている部分をも包含し、「農業地域」としては把えがたい異質なものが急速に増加している場である。それは都市内部に通勤する住民とその住居である家屋の増加である。住居やそのための土地を提供しているのは、農業者や旧農業者である。従って旧農業者の動向を無視した調査研究は現象の正確な認識すら不可能にしてしまうであろう。

かような近郊地域の都市化研究は、都市化する側と都 市化される側を、いわば原因と結果の因果関係の双方か ら、追究されるべきであることは論をまたない。しかし ながら、従来の研究では、これら二つの側面からの考究 が、それぞれにかかわりなく独立に、ばらばらになさ れ、都市化の地域的メカニズムを統一的に把握追究する のに一つの障害となっていたことは否定できない。

都市化研究は、地理学の場合、都市地理学と農業地理 学の二つの分野によってそれぞれ独自に進められ、分業 化の状態にあった。両分野の交流もほとんどおこなわれ ず、お互いの成果を充分吸収消化することもされなかっ た。これは二つの分野の主要な関心の的がくい違うとい うのが原因の一つかもしれない。それ故、前者にあって は、都市に力点をおくか、都市からの分析にもっぱら主 力がおかれすぎて、変革される側には重要な関心がおか れていないようであった。いっぽう後者にあっては、都 市周辺の農業、あるいは農業地域の変化ないしその過程 に主力がそそがれ、農業・農村構造の形態・機能を規制 する根本的要因を内在させている都市、とくにその地域 の変容に多大の影響を及ぼしていると考えられる中心都 市の性格、または都市化の性格についてはあまり考究さ れないのが常であった"。 もとはといえば、都市化され つつある地域は、すでに都市でも農村でもない、変質の 過程にある地域であり、しかも都市の方向へむかって趨 勢的に変化しつつあるということができよう。それ故に こそこの都市化地域はじつにさまざまの都市化段階にあ って8), 同じ首都圏の中でも場所による差が極めて大き い。また都市周辺地域に限らず、一般に農業や農村を変 容させていく原動力は都市にあると考えられる。もちろ ん我が国の場合, 大局的には日本資本主義の性格に規定 されていると考えられよう9。 もちろん,都市周辺地域 あるいは農村・農業が、都市によって一方的に変質させ られるのではなく、変革を受ける側のもつ歴史的性格に よっても異なったものになることは言うまでもない。し かしながら、都市のもつ変革の原動力は十分に巨大なも

ので、個々の地域のもつ歴史的性格がこれをくい止める ことのできるものではない。歴史的性格はせいぜい変革 の速度を鈍らせるか、変質に多少の地域差を生み出すも のとして把えることができよう。

都市でも農村でもない, 変質の過程にある都市化地域 は、いっぽうでは、都市と農村の対立がもっとも激化し ている地域とみなすことができる。つまり、資本主義的 生産様式の根本条件が都市への労働者の大量集中をはじ めとして、工業ばかりか管理中枢機能の都市集中¹⁰¹であ るから、農業者を土地から分離し、大量のより低賃金で ある労働力を都市に集中させる。近郊農業地域はさらに 住宅地として、生産手段である土地を分離させられ、農 村共同体的組織を解体させられ、それに代えて近代的な 生活様式を受容させられるが、さらには資本主義市場へ 包摂させられる。この中にあって、旧農家群は農家では ないから、農業地理学及び関連分野から、研究対象にさ れず,また,そうかといって,完全な都市住民でもな く、農家に片足入れたような存在であるため、都市地理 学やその他関連分野からも研究対象にはされずにきた。 都市と農村の分離・対立は一つの社会的矛盾11)であっ て、現在のわが国では全国土的な都市化現象が普遍的と なっているから、全国のあらゆるところで、この対立矛 盾が露呈しているといえる。そしてまた、これは経済と 政治を一手に掌握している独占企業体の中枢が集中して いる大都市―首都東京の周辺都市化地域でもっとも激し いと考えられるのである。それ故にこそ、日本農業ある いは農村の構造変化を考察するとき、調査研究対象地域 を首都圏におくことが最重要視されるのであり、またこ こに限定しても十分な成果をあげることが期待できると いうものであろう120。この都市と農村の対立矛盾を解消 し、両者の融合に必要な諸条件を見出すためにも、この 地域の重要な一構成要素である旧農家群を含めて分析を 試みる必要がある。

以上のような反省のうえにたって、この小論では、従前からひきつづき研究をかさねてきている鎌ヶ谷市をとりあげて、あたう限り離農した旧農家群にも焦点をあてて、近郊農業および近郊農家の変容過程とその再編過程とを明らかにしてみたいと考えている。しかしながら、この地域全体についてこれらの作業をおこなうには、あまりにも莫大な時間と労力を必要とするので、畢竟一事例研究にならざるを得ないかもしれない。けれどもとりあげられた事例は全体を十分考慮したうえで選定されているので、この地域ばかりか近郊地域全体を代表するものとしての資格を十二分に備えていると言うことができるから一般論として展開できよう。

2 農業的土地利用の変化

2.1 農地転用の推移

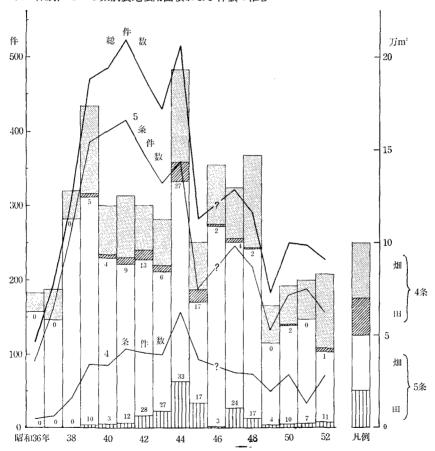
土地需要の基本要因たる人口動態について、またその結果としての土地利用の変化については前稿ですでに触れてあるので 13 、ここでは田畑別、 $4 \cdot 5$ 条別農地転用の過程について概略みておこう。

図1にみる昭和36年以降52年までの農地転用面積に大臣許可分も含めた総転用面積は242.7万㎡であって、これは、昭和36年2月1日現在の全耕地面積856.4万㎡の

28.3%にあたる¹⁴。転用目的別の件数・面積については別稿で触れたので重複をさけるが,なかでも住宅用に70.8%,「工業用」9.3,「公共用」9.7,「その他用」11.2%となって「住宅用」が圧倒的多数を占める。「工業用」は昭和36~9年頃に集中しているが,これとても内容を詳細に調べてみると,工業用地とはいっても,実は企業の寮や社宅の建設に使われた部分もあって¹⁵⁰,これらを「住宅用」に計上すれば80%近い数値となる。同じ首都圏でも鶴見川低地帯などの工場進出地域とは極めて対照的である¹⁶⁰。

この地域での転用の件数,面積とも急増するのは昭和

図-1 田・畑別、4・5条別農地転用面積および件数の推移



(注) 5,000坪以上の大臣許可分は含まない。ちなみに、昭和44,45および46年の各年にそれぞれ2件, 188,992㎡,2件,184,745㎡および1件,24,606㎡,合計5件,398,343㎡の5条転用分がある。件数は4条,5条および総計とも田・畑の合計件数。

昭和47年以降は「公共用地」用転用について、4・5条別、田・畑別が不明なので、その部分はすべて除外して表示してある。「公共用地」用転用件数および面積は、昭和47年~52年まで、それぞれ46件、10,610㎡、61件、8,360㎡、82件、12,623㎡、59件、24,183㎡、60件、11,850㎡、および47件、16,359㎡、6年間合計 355件、83,985㎡である。ほとんど全部5条転用としても問題はないと考えられる。

(資料) 昭和46年までは、『拙稿』,1974:第19および22表より作図。同47年以降は『統計かまがや』19 79によって作図(大石原図)。 36年からであって、人口の増加曲線の動向ときわめてよ く一致している17)。すなわち農地転用の急増をうながし たのは昭和36~7年頃からの急激な人口増加である。こ の住宅用地への転用は権利移動を伴うものが多く, それ は昭和44年まで年間平均300件,8万㎡にのぼる。この 土地取引の急増は地価水準をおしあげることになり、昭 和45年頃から地価は急激な上昇カーブを示したため、50 年前後には一般個人にとって住宅用地の取得が簡単では なくなり,件数,面積とも急激に減退した。これら地価 の急激な上昇、つまり利子率をはるかに超えるような高 い上昇率の地域では、土地所有者に期待価格の上昇意識 をいだかせ、従って早期に土地を売却するほど喪失利益 が大きくなるために、彼等をして土地を売らしめなくさ せる。このことはまた、彼等をして農業経営の拡大はも ちろん維持すらも困難ならしめ, あげくのはてに土地を 自から農業以外の利用にむけさせるようにしたけるので ある。このことは、図1にみられるように4条転用件数 の相対的比重が高まっていることにも現われているし、 また、表1に示されているように、面積でも時代を下る に従って比率を高め、昭和36年に10%台であったもの が,同39年には20%台,44年には30%台となり、以後30 %台をだいたいにおいて維持している。4条転用は農業 者の自家や農業用施設などもあるが、貸家が大部分を占 め18), その他アパートや自家営業(商店)など不動産関 係の事業用である。

また、この地域では昭和39年にはじめて田が転用された。地形的にみて谷地田であり、絶対面積も小さかったから転用がおさえられてきた。ちなみに、この市の行政区画をみれば明らかなように、南部丸山地区に船橋市の飛地がある。そしてその台地の周囲をとりまくように谷地田があるが、これは鎌ケ谷市の領域である。この谷地田を確保するために、船橋市に丸山の台地を移譲したのだといわれている190。それほど稀少価値であった水田であるから容易には転用されえなかったが、人口増加に伴って汚水が全部これら谷地に落ち、水田耕作が不可能になったことが転用に拍車をかけ、さらに昭和45年以降の米の生産調整政策によって強く影響をうけるようになったことは周知の事実である200。しかし、これ以前は、水田は一般的には転用されなかった。

2.2 農業的土地利用の変化

1) 普通畑作物とくに野菜類

前項では農業的土地利用から非農業への土地利用変化をみたので、ここでは農業的土地利用の内部変化についてみてみよう。

一般に都市化が進展すると作物の商品化が進み,次第 に労働力の商品化,土地の商品化へと進むが,まず作物 の変化についてみよう。

表一1 農地転用面積に占める4条関係比率の変化

	転用面積 総 計 m²	4条関係 転用面積 ㎡	同左比率 %
昭和36年	72, 434	9, 953	13. 7
37	74, 509	16, 278	21.8
38	127, 719	15, 084	11.8
39	173, 696	49, 435	28. 5
40	119, 478	27, 828	23. 3
41	125, 073	36, 612	29. 3
42	120, 655	29, 280	24. 3
43	112, 501	28, 221	25. 1
44	193, 198	60, 364	31. 2
45	100, 724	32, 535	32. 3
46	142, 296	33, 210	23. 3
47	140, 174	29, 076	18.7
48	155, 075	49, 946	32. 2
49	78, 737	20, 113	25. 5
50	100, 547	21, 210	20. 1
51	92, 220	21, 851	23. 7
52	99, 390	42, 000	42. 3

(注) 大臣許可分除く。

昭和47, 49, 50, 51の各年の「公共用地」用転 用分は4・5条別面積が不明であるが,全部5 条転用として計算。(図1の注を参照)

(資料) 昭和46年までは拙稿,1974:103—104 第19 表より算出,昭和47年以降は鎌ケ谷市農業委員 会資料によって算出。

この地域の農作物の作付面積については資料がないので収穫面積で代用しよう。図2にみるように、この地域の作物別収穫面積の推移は、わが国全体の動向を反映してはいるけれども、昭和30年頃までの純農村期という都市発展段階の時期²¹⁾まではいわゆる主食生産である米麦,雑穀、芋類に主眼があった。しかしながら、経済の高度成長が進展するにともない、集約的な果樹、野菜、畜産部門の発展がみられるようになったが、40年頃からの人口の急増に伴う宅地化の進行によって、果樹栽培を除いて、畑作物の露地栽培は頭うちとなり、畜産部門も都市化におされて衰退の一途をたどっている。これにかわって登場するのは、わが国の一般的傾向としては、施設を使う、労働・土地・資本ともに集約度の高い、農業

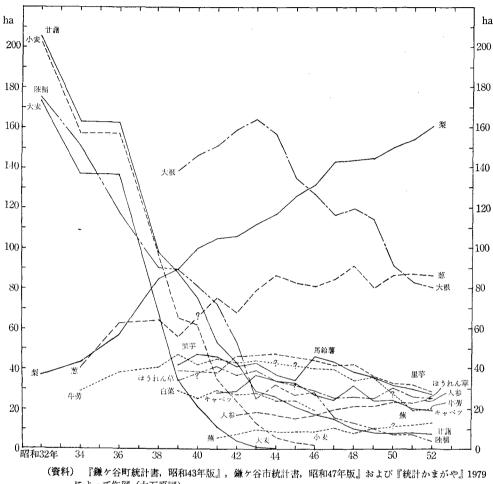


図-2 嫌ヶ谷市における主要畑作物収穫面積の推移

によって作図 (大石原図)。

経営である。都市近郊での舎飼による畜産部門も当然こ れらに含まれる。しかし、のちにみるように、人口急増 という都市化の場合には、この影響が畜産部門にきわめ て強く波及し、廃業か経営体の移転かの選択を早晩決定 せざるを得なくなっている。かくて畜産部門は作物栽培 経営よりも早期に消滅せざるをえない。

施設使用の野菜栽培はこの地域でも昭和38~9年頃か らおこなわれ、ビニールハウスによるトマトやきゅうり の栽培も導入されたが、ごく一部の農家に限られ、ほと んど普及していない。昭和50年で大部分がトマトときゅ うりで、23戸に導入されているが、施設栽培の総面積は 29,800m2であって少ない。これはこの地域が果実や根菜 類の生産地として特化しており、果菜類・葉菜類(軟弱 野菜)も露地物を主体としており、これらの市場形成が 他産地との競合において、さほどは簡単に打ち破ること のできない一つの歴史的慣性をもっているからに他なら

ない。根菜類はだいたい48年頃まで面積的にはほぼ安定 していたが、葱や人参を除いて49年頃から大根、牛蒡, 里芋が減少し出した(図2)。この時期から農地転用 面積が激減しているので、土地を都市的土地利用にある 程度吸収されて一段落した農業が新しい再編期に入った ことが考えられる。いっぽう三葉22)やほうれん草に代表 される軟弱野菜や果菜類は減少の一途をたどっている。 かわって、大豆(枝豆)が急増し、葱や人参も漸増して いる。後者の根菜類は、栽培期間が比較的長く、労働力 不足とあいまって省力化の一つの傾向とも考えられる が、他の理由は、料理方法の手軽さという消費者側の要 望の強さにもよる。都市化による農作物作付の変化をみ る場合には正しくは販売農家についてのみみることが必 要であるが、いま資料がないので、収穫農家についてみ よう。表2には昭和41,46,51年の一戸当たり収穫面積 をかかげてある。根菜類はいずれもその減少度合が小さ

表―2 おもな果菜・葉菜・根菜・芋類・雑穀および豆類の1戸当たり収穫面積および販売農家数の変化

			昭	和	41	年	昭	和	46	年	昭	和	51	年
		-	収穫 農家 数	収穫面積	1戸当 たり収 養面積	販売 農家 数	収穫 農家 数	収穫面積	1戸当 たり収 穫面積	販売 農家 数	収穫 農家 数	収穫面積	1戸当 たり収 穫面積	販売 農家 数
١.	7	ŀ	戸 208	アール 1,268	アール 6.1	戸 139	戸 182	アール 363	アール 2.0	戸 44	戸 195	アール 105	アール 0.5	戸 15
胡		瓜	517	1, 591	3. 1	241	457	908	2.0	129	404	431	1.1	46
結	球 白	菜	472	2, 868	6.1	247	438	1, 861	4.2	157	383	1, 284	3. 4	97
牛	ャベ	ッ	249	2, 760	11.1	223	230	2, 740	11. 9	153	193	2,002	10. 4	107
ほ	うれん	草	569	4, 144	7.3	445	453	2, 906	6.4	299	430	2, 623	6.1	265
=		葉	149	1,044	7.0	136	19	50	2.6	9	28	60	2.1	12
大		根	704	15, 130	21.5	586	518	12, 705	21. 4	489	492	8, 323	16. 9	324
牛		蒡	512	4, 192	8.2	422	413	4, 026	9.7	338	257	1,942	7. 6	164
里		芋	582	3, 806	6.5	404	495	4, 431	9.0	371	420	3, 233	7.7	271
	葱		681	7, 483	11.0	567	567	8, 094	14. 3	489	530	8, 704	16. 4	415
人		参	333	1, 666	5.0	?	275	1, 655	6.0	182	310	2, 312	7. 5	208
l	ょう	が	180	511	2.8	110	106	145	1.4	27	İ			
馬	鈴	薯	608	4, 551	7.5	422	533	4, 584	8.6	367	473	3, 003	6.3	252
甘		赭	513	5, 309	10. 3	336	281	1, 712	6. 1	136	224	854	3.8	92
大		豆	63	124	2.0	20	59	172	2. 9	28	170	954	5. 6	104
之	んど	う	254	748	2. 9	149	200	223	0.1	38	149	155	1.0	24
小		麦	201	3, 483	17. 3	115	16	198	1.2	4	-		_	

(注) 昭和41年または昭和51年に販売戸数が100戸以上のものについて掲げた。

(資料) 『鎌ケ谷町統計書,昭和43年版』,『鎌ケ谷市統計書,昭和47年版』および企画課資料によって作成

いがものによっては増加しているものもあるのに対して、葉菜類果菜類は減少割合が大きい。これは、葉菜・果菜類は一般に播種後約3ヵ月ぐらいで収穫出荷され、年間耕地利用の回転が早いが、収穫・出荷時期を限定され、輸送いたみが著しく、また他産地との競合も大きく、市場価格の変動が激しいので、これらを栽培出荷するのは農業経営に大きな不安定要因を与えるからである。しかも、農業労働力の急激な減少によって、かような集約的で投下労働時間の多い、しかも複雑な細かい仕事の多い葉菜・果菜類の栽培・出荷は敬遠されるからである。

2) 果樹

この地域の果樹は、ぶどう、栗、桃もあるが、いずれ

も10戸未満,2~3 M以下で,ほとんど梨である。純農村期の昭和30年頃と比較しても現在の面積は約4倍になっており,漸増中である。昭和48年頃から根菜類の減少が目立つようになったが,逆に梨の栽培面積は上向きにある(図2)。近世末期からの「東葛梨」の主産地の東北端にあって,栽培のための自然条件に恵まれていたこともあったが,何といっても京浜の大消費市場に近接して,輸送費の小さいことが,近年の果実需要の増大に伴って,産地形成に有利に働いた。

都市化にたいしては、防除関係の薬品使用があるため あるいは都市住宅の庭木として植えられる栢槇類が赤星 病々菌の中間寄主となるので、これら庭木の植栽制限な どもあり、都市住民との間に摩擦が生じていることな ど、栽培制限要因が大きくなりつつあるが、投下固定資本の大きいこともあり、農業的土地利用としての梨園はかなり後まで残ることになるであろう。また、非農業的土地利用に転換される場合でも、最近では成木も簡単に移植できるために、新しい土地へ移されること、あるいは苗木によって短い期間で経済年令に到達させることも可能であるから、面積の減少は容易にはおこらない。

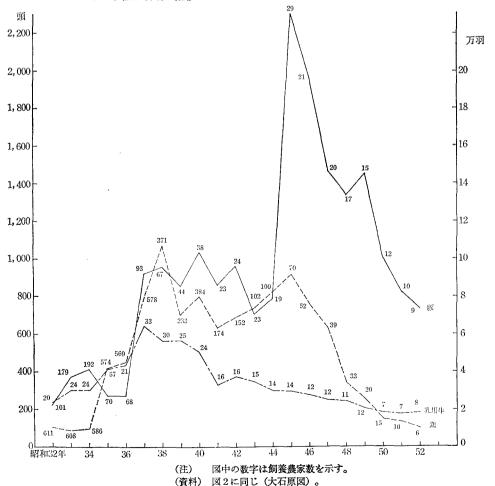
梨栽培には開花期の授粉作業,あるいは初夏の摘果,病虫害防除作業と,収穫および出荷期の2~3回の労働作業ピークがあるが,それらを通勤世帯の主婦労働力雇傭に依存することが昭和40年代になっておこなわれるようになってきた。また「梨もぎとり園」のような観光農園もあらわれつつあり²³⁾,非農業者の労働力を導入するという宅地化しつつある地域の特色がみられる。さらに,梨園管理は冬季間の剪定・元肥施肥作業をはじめ,全体として梨栽培に関する作業の性質上,あるいは技術

的に高度な質の労働力が要求される。従って一度修得されたかような技術があるために、さらにまた近年のような梨果の市場価格が良好な経過を保っていることもあって、現世帯主あるいはその「完全」なあと継ぎの世代では梨栽培を簡単に放棄するということはほとんどないのである。

3) 畜産

畜産部門は、まえにも触れたように都市化の影響がより明瞭にあらわれている(図3)。現在の飼養農家はいずれも専業畜産経営であるが、この地域では昭和37年頃飼養農家数も頭羽数もいずれも急増するが、その後の都市化による農地潰廃の進展に伴って漸減している。養鶏乳用牛、養豚いずれも規模拡大が進展しているようにみえ、農地転用の急増とは一見矛盾するように思えるが、都市内部や周辺における畜産は農地と結合することは少なく、配合飼料あるいは都市の残滓物を利用した舎飼が





	曲 ⇒ □ * *	左のうち		経営耕地	面積 (ha)			経	営 耕	地 規
	農家戸数 (戸)	左のうち 専業農家 (戸)	総数	田	普通畑	樹園地	~30 a	30~50	50~100	100~150
昭和30年	1,024	?	890	126	7	64	225	102	266	279
35	942	497	855	123	674	58	159	92	268	278
40	854	399	774	124	544	106	90	91	266	270
45	770	306	669	101	441	127	72	95	256	233
50	667	232	547	56	340	150	68	85	267	183
52	626	211	531	52	318	160	49	. 91	256	159

表-3 鎌ヶ谷市における農家戸数・経営耕地・農業就業者の変化

(注) * 昭和31年の数値。

(資料) 『嫌ケ谷町統計表, 昭和43年版』, 『嫌ケ谷市統計書, 昭和47年版』, 統計かまがや, 昭和53年版』および企画課資料によって作成。

普通で、工場生産ともいうべき形態をとっているからである。従って資本力の小さい弱小規模の副業的色彩をもつ畜産農家が、労働力の減少、農用地の減少に抵抗しきれず、急速に自然淘汰された結果である。従って真の意味での「農業」という家畜をとりいれた複合経営はまず立地が困難である。畜産経営は動物の鳴き声や臭気が周辺住民との間に摩擦をおこす一大要因でもあるので、都市化によって農家の中ではもっとも早く消滅する経営部門の一つである。

3 農業労働力の減少と老齢化

都市化進行地域でも日本農業の一般的傾向を反映して、農業就業人口、農家人口、農家戸数の順に減少率が小さくなる。しかし、その程度は都市に近いほど大きくあらわれる。この地域のように都市化の激しい地域では都市的土地利用のための土地需要が大きいからである。昭和35年に対して昭和50年の農業就業者は42.8%の減少でほぼ半分に近く、また、男女比も逆転している(表3)。同期間に農家人口は39.7%、農家戸数は29.2%減となっている。農家人口の非農業的産業への急激な吸収を示している。

耕地面積は、同期間に36.0%減少し、純農村期であった昭和30年に比べても38.5%の減少となっている。従って、昭和35年に1戸当たり平均91アールであった平均経営規模は同期間に82アールとなり、経営規模の縮小が漸進している。これは経営規模別にみれば、全階層的に脱農化が進行しているけれども零細規模の農家の脱農化がより激しく、急激に非農家へ移行していることが明瞭であるということである。これは農家が農地を売却したり、宅地に転用して貸家経営をおこなったりした結果であるが24、経営規模の小さい農家は、農業だけでは生計

を維持することが困難で、農地を切り売りしていく結果 でもある。従って、このことからも、離農農家群を無視 しては近郊地域の研究に1つの穴があくことになること がわかる。しかしながら、30~50および50~100アール の経営規模農家については戸数そのものに見かけ上さほ どの変化はない。このことは、この規模では集約化をあ る程度高め、それにプラス・アルファ部門としての兼業 を考えれば、未だ農業を維持していくことが可能である からである。いっぽう100アール以上層では労働力の量 および労働配分との関係から、集約度を高めても、必ず しも全耕地を耕作してゆくことの困難なことが生ずるの で、規模縮小にいたるが、これらの規模縮小農家数が、 結果として上述の30~100アール層の規模縮小農家数の 分を埋め合せるからでもある。また、30アール以下層の 場合、集約度を高めたところで、耕地規模に 限 界 が あ り、労働力が流出あるいは世帯主兼業が恒常的であるた めに、農業技術の低下さえおこり、農業だけで生計を維 持することはまったく不可能に近い。それだからこそ、 ますます農地を売却したり、転用したり、あるいは耕作 を放棄したりすることになるのである。

農業労働力の減少や労働力構成の女性化,老齢化は全国的傾向であるが,一般に都市近郊で農業労働力減少率,老齢化率が最大となり,性比も高い。しかし,この地域では農業労働力の減少率を除いて,他の2つは全国平均に比較して低い値を示している。この理由は明確ではないが,一つ考えられることは,上述のように,農家減少率が大きいこともあって,脱農化が急速に進展したためと考えられる。つまり,このことは住宅地化の進展している地域の1つの特色であるが,土地を手離した農業者の脱農化現象が急速に進むためであると考えられる。

農業労働力については農家戸数と関連させて考察しな

模 別 農	家 戸	数 (戸)	į	## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	農業	就 業	者 (人)	農	業	雇(人)
150~200	200~300	300∼	例外規定	農家人口 (人)	総数	男	女	常	雇	臨時雇 延人員
122	29	1		6, 476*	3, 334*	1, 741*	1, 593*		54*	7, 990*
114	21	1	9	6,002	3, 010	1, 470	1, 540		65	9, 483
97	17	_	23	5, 064	2, 163	1,038	1, 125		46	7, 578
79	7	_	28	4, 333	2,024	996	1,028		19	6, 123
45	5	1	13	3, 622	1,726	839	887		8	3, 340
54	7	1	.9	3, 362	1, 614	813	801		?	?

ければならない。昭和47年以降の統計が得られないので、昭和46年までの結果で考察せざるをえない。これについてはすでに別稿で述べたように²⁵⁾、経営耕地規模別にみた場合、農業労働力は各階層ともほぼ同様の減少率を示す。しかし、50~100、100~150 アール層の総農業就業者数の場合には、男女ともとくに59才以下の就業者減少率が農家戸数減少率に比べて約2倍の値となっており、農業のみの就業者についても、男子の59才以下の就業者減少率が,同一階層で、農家戸数の減少率の2倍を示している。50~150 アール層が農業のみで生計を維持することが困難ではあるが、だからといって直ちに脱農はできず、積極的に農外収入の道を求めざるを得ない結果でもあろう。

全農業就業者についての性比に比べて農業のみの就業者のそれが高いが、時期が進むに従って後者の性比が高くなる傾向にあり、農業専従者の女性化が大幅に進行している。しかもこの傾向は小規模経営層ほど大きい。70アール以上層ではほぼ男女半々か、男がやや多いが、性比が漸増する傾向にある。とくに農業のみの就業者についてみると、59才以下の壮年層ではどの階層でも性比100%を超えており、女性化が著しい。

60才以上の就業者の占める割合については、総就業者でも農業のみの就業者でも、経営耕地面積小規模層に概して大きく、規模の大きくなるに従って小さくなる傾向にある。そして、70~100、100~150 アール層の老齢化率がとくに農業専従者の場合に高まっている。これはこの層が農業を切りすてるには困難があり、農作業を老齢者にまかせて、59才以下の壮年層が非農業に就業する傾向が強まっている結果であると考えられる。

雇用労働力については、35年以降各5年毎の指数が約80であり(表3)、日本の都市近郊の値(65前後)と比べるとかなり大きく、雇傭労働力に頼る余地は相対的に

大きかった。しかし45年以降の5年間では指数55で,減少率が極めて大きく,今後労働力を雇傭しての営農はますます困難にならざるをえない。雇傭労働力が減少するのは,かような都市化の進展する地域では,農家戸数の絶対的減少,農業経営の行き詰りや生産構造の変化にもよるが,何といっても労賃の高騰が最大の要因である。とくに都市近郊は,通勤労働者の居住地になるので一般に賃金ベースが高くなっているからである。今後とくに,根菜類や梨の収穫・出荷時期の労働力調達に多大の困難が生ずることは必須である。家庭婦人の遊休労働力を組織化して動員する方法を考案することが当面の課題になるかもしれない。

4 農家の都市的土地利用と農民層の分解

この地域の最近17年間の人口増加率は、地域内部を統 計調査区ごとにみてみれば、鎌ケ谷、道野辺、南初富地 区の順に高く、人口密度もこの順に高い。中沢・佐津間 の両地区は比較的都市化の影響が小さい地区であり、残 りの地区はこれらの中間的性格・地位を占めている。45 年頃までは軽井沢地区がもっとも農村的であったが、鉄 道用地などの買収にあって急激に崩れた。表4にみるよ うに、農家戸数の減少率は、南初富において最大で、15 年前の数値の54.5%となっている。最小は中沢で93.0% で梨栽培の中心地区である。兼業農家率はこの15年間で 急激に高まり、昭和50年には地域全体で65.2%、栗野地 区でもっとも高く81.6%, 鎌ケ谷で77.6%, 残余はおお むね50~60%台である。わが国全体の傾向からみると専 業農家率がかなり高い値を示していることになるが,こ れは専兼業の規定の仕方やセンサスの調査項目にも問題 があって詳細な実態調査が必要である。しかし近郊農村 では概して、優良経営が残るので専業農家率は一般的に

			#	夕 百	**	(F)	専	兼美	削	農家	泛戸	数	耕地	面積	経	営
地	区	名	農	家戸	数	(戸)	専	業		兼	=	兼		(ha)		(昭
	<u> </u>	4 3	昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 35年	昭和 50年	昭和 35年	昭和 50年	昭和 35年	昭和 50年	昭和 35年	昭和 50年	例外 規定	3 未満
道	野	辺	70	72	62	54	68	22	2	18	_	14	77.3	50.1	1	5
鎌	ケ	谷	160	149	126	98	65	22	41	39	54	37	134. 9	62. 3	3	19
南	初	富	178	136	119	97	100	31	24	32	54	34	126. 7	73. 4	2	19
北	初	富	194	181	167	161	114	65	53	68	27	28	204.8	141.6	4	9
中		沢	114	118	111	106	77	37	19	52	18	17	112. 2	85. 4	_	9
受		所	33	28	27	21	19	8	7	11	7	2	25. 9	15. 4		-
粟		野	51	47	46	38	31	7	11	24	9	. 7	59.3	41.2		
佐	津	間	77	68	66	62	19	26	39	26	19	10	69. 0	54. 2	1	6
軽	井	沢	47	46	40	30	21	14	14	10	12	6	41.7	23. 0	2	1
合		計	924	845	764	667	514	232	210	280	200	155	851.8	546. 7	13	68

表一4 統計調査区別農家数・経営耕地面積および農家就業人口の変化

(資料) 鎌ヶ谷市企画室資料,農林業センサス報告書によって作成。

は高くなる。この地域でも従来の交通網に従って、昭和 40年頃までは農業要素と都市化との関係にはある程度の 秩序があったが、最近の5年間で全域的土地買収が進行 し、空間的な秩序は崩壊した。

耕地の減少率は鎌ケ谷,軽井沢に高く,15年間で半分近くに減少した。他地区では指数60~70ではあるが,果樹の中心地区である中沢でさえ4分の3に減少しているので計画中の交通網の完成によってますますこの傾向は強まるであろう。したがって50アール以下の農家数が鎌ケ谷・南初富で約4割に達する。

農業就業者の減少率は,農家戸数減少率と相対的関係にあるが,この15年間に南初富,受所,佐津間を除く地域で10~15%後者の値をしのぐ。45年では35年に対して,中沢・受所・粟野を除く地区が同様の値を示していたから,農業就業人口の農外就業人口への移行は急激ではあるが,かなり跛行的である。これに伴って,農業就業者は女性の老令化が全地区的に急激に進行している。

4.1 調査対象農事実行組合の選定

近郊地域において、農家の都市的土地利用と農業との 関係をみながら、農民層が分解していく過程をみていこ う。

前項までにみたように、農家は権利委譲に伴う土地利用転換とともに、またみずからも農業的土地利用を非農業的土地利用へ転換する。そしてその土地はおもに1戸建貸家が建築される。昭和47年10月には地域内全域で少

なく見積っても20%以上の農家が不動産賃貸経営をおこない,市内居住者の所有する戸建貸家の4分の3以上は農家の経営によるものであったと考えてよい²⁶⁾ (表5)。いっぽうアパートの経営については約3%の農家がおこなっており,棟数の約2割弱を占めている。

農家の不動産賃貸経営は貸家経営が主体でアパート経営はきわめて少ない。これは種々の原因が考えられようが、アパートの立地が、鉄道駅を中心として、ある距離の範囲に限定され、あまり遠隔地には立地できないこと2²⁷、それらの地域内に必ずしも不動産経営をはじめる農家が自己の所有地をもっているとはいえないこと、その地区で最初に不動産賃貸経営をはじめた農家のやり方が強く影響すること、さらに、農民の「家屋」に対する考え方が、実際的にも意識的にも、アパートという共同住宅になじんでいないことによると考えられる。

このような非農業的土地利用への移行農家が最大の割合を占める地区を選定して,各経営体ごとに詳細な分類を企てることができれば,都市化の影響をもっとも強く受けている地域の,換言すれば,農村の都市化の最終段階に近い状態を知ることができ,その結果から,今後の都市と農村の対立,矛盾を解消すること,つまり都市と農村の融合に必要な諸条件を見出し,近郊地域整備の方途を見出すことが可能になるであろう。このような地域ではすでに農村の「組織」としての農家群は崩壊過程にあり,経営体としての個々の農家の意識や意志決定がとくに,農業や農家を分類するための重要な側面の1つに

耕地	規	模 別	農る	家 数			.	基 業	就	業	人	口	(人)		
和50年	.)	(10アーノ	レ)		比	3 和	35	年		昭	和	50	年	
3 — 5	5 —10	10—15	15—20	2025	25以上	総数	男	うち60 才以上	女	うち60 才以上	総数	男	うち60 才以上	女	うち60 才以上
5	19	18	3	1	1	203	99	6	104	3	128	62	9	66	23
19	35	16	5	1	-	466	226	30	240	21	218	107	26	111	29
13	30	26	6	1	-	451	210	20	241	16	246	120	27	126	38
19	69	42	16	2	_	647	309	34	338	26	436	213	26	223	69
12	51	31	3			368	184	25	184	4	295	144	28	151	46
3	13	5	-		-	86	38	2	48	8	60	31	6	29	9
4	12	15	7	_	-	175	84	15	91	7	- 88	47	2	41	13
5	24	23	3	_	-	198	90	11	108	10	177	83	10	94	30
5	13	7	2		_	133	53	5	80	7	78	32	4	46	12
85	267	183	45	5	1	2, 727	1, 293	148	1, 434	102	1, 726	839	138	887	269

表一5 嫌ケ谷市における地区別農家の不動産賃貸経営者数および戸数

1-dr	127°	<i>t</i> 7 *	人曲之二类	アンケート回	アパ	- h	貸		家
地	区	名*	全農家戸数	アンケート回 収農家戸数	棟数(所有)	世帯数	所有者数	棟	数
道	野	辺	59	48	12(7)	114	15	+	204
鎌	ケ	谷	122	89	_	_	16	++	91
南	初	富	101	87	3(3)	19	19		146
北	初	富	179	146	7(3)	36	28	**	159
中		沢	107	92	2(2)	26	4	***	39
受		所	18	15		_	4		30
粟		野	47	13	_	_	3		35
佐	津	間	65	54	1(1)	4	13	+++	59
軽	井	沢	38	35	_	_	1		20
合		計	736	579	25(16)	199	103		783

1972年10月1日現在。 (注)

農業実行組合 (総計35) ごとにアンケートを配布した。農事実行組合は必ずしも統計調査区とはグループを同じとしないので、表4の地区名とは数値にくいちがいがある。
** 別に貸倉庫2棟、駐車場1。

^{***} 別に貸倉庫1棟。

⁺ このうち4戸計95戸分は貸宅地。 ++ 別に貸倉庫1棟。 +++ 別に駐車場1 (10アール)。

⁽資料) 1972年10月中旬に実施した筆者のアンケートによって作成。

表一6 南初富M農事実行組合における農家等経営体の経営状況の変化

経営体	k 類刑	農	所有	経営耕地	面核	挺	: 左: の: う	夫	後	農外	農 外 就 菜
- ALC - J F	F /94.3E.	家	(山林)	アール	帯	ち農	婦	継	就	; 展 /r 机 米
昭和	昭和	番				員	業労	Ø	ME	業者	
47年	54年	号	昭和40年	昭和47年	昭和54年	数	働力	数	者	数	昭 和 34 年
専		1	185(65)	260(24)	276(20)	4	3	2	•		_
業	i	2	154(?)	154(?)	162	9	4	2	•	2	弟 2 人会社員
型	В	3	130(35)	108(45)	95(54)	6	4.5	2	•	1	四男会社員
(A)	·	4	125(60)	110(50)	110(40)	7	4	2	•		_
専貸		5	160	90	90	6	5	2	•	_	
莱家		6	150	116	96	6	4.5	2	•	1	長女会社員
Ⅱ自 型兼	С	7	80	63	40	5	2	. 1		3	長男・次男会社員、長女臨時雇
(B)**	C?	8	50(30)	30(30)	85(15)	}	3		Δ	2	長男·次男会社員
						_	<u> </u>	_	: -	ļ <u> </u>	
通動		9	112(25)	i	107(27)	8	4	2	•	-	1
勤兼業		10	110(80)	128(75)	107(62)	8	3	2	Δ	5	長男・妻自営業、主・妻・五男自営会社員
型		11	50	30	24	6	2	1	•	3	五男・六男・三女会社員
(C)	D	12	?	26(4)	23(4)	4	1.5	. 1	Δ	1	主・会社員
		13	80	56	16	5	2	1	Δ	2	主会社員,長女・次男会社員
		14	71(40)	27(45)	30(27)	7	1.5	1	Δ	4	主共済組合勤務
通		15	34	32	24	4	1	1	Δ	2	長男・次女・三女・四女会社員 主農協職員、長女会社員
1		16	31	?	?	1			_	1	主会社員
勤		17	30	23	16	4	0.5	0.5	Δ	3	主会社臨時麗,長男見習い,次男会社員
		18	30	25(8)	25(8)	6	1	1		3	主病院勤務、変・長男会社員
兼		19	24	養鶏400	養鶏300	6	1	1		1	三男会社員
		20	21	21	21	7	0.5	1		2	長女会社員、次男公務員及び自営業
業	?	21	20	20	転出?		İ			ĺ	
_		22	20	5	5	4	_	1		1	主会社員
п		23	20	3	3(5)	5	1.5	1.5		1	主会社員
		24	20	?		6		2	Δ	3	主・長男・次男会社員
型		25	11	?		4		2	Δ	1	主公務員
		26	10	10	10	4	1	1	Δ	1	主・長男会社員
(D)		27	養鶏1,800 10	中止?	?	6	3. 5	1	Δ.	ı	三男会社員
	E	28	乳牛26 ?	中止?	-	3		1	Δ	3	主・妻自営(不動産),次男学校勤務
,		29	78	37	15	4	2	1	Δ	-	_
自営		30	49	35	23	6	1	1.5	Δ	2	主・父工務店(自営)
業		31	25	10	6	5	0.5	2	Δ	3	主・次男・三男・ガソリンスタンド(自営)
兼業		32	23	23	15(9)	9	1	1	Δ	2	主・妻理容業(自営) 雇人2人
型		33	?	20	1	6		2	Δ	2	主工務店(白営),長男会社員
(E)		34	19	?		6	-	2	Δ	3	主長女の夫会社員 妻飲食店(自営)
集	D	35	55	22	19	5	1.5	1.5	Δ	1	主商店勤務
生業型		36	34	21	17	2	2	1	-	1	主日雇
移		37	乳牛20	転出?	乳牛17?	3	2	1			-
移転型		38	- 牛乳? 20	- 茨城県転出	20						
			2.0						L I		<u> </u>

一	者 の 内 容	世	左のうも	夫	後	農外	貸家等の不動産部門収入源	自	宅
大次子・田野・五男会社員		_	農		継	業	()は昭和47年以降増加したもの	建紀	i
一	昭 和 47 年	-	労働	数	者		(練)	時年)	1
次男・四男・五男会社員 8 4 2 △ △ 3 ─ ((食宅地? 3) 41 2 32	-	5		2	•		(2) (貸宅地?6)	古 53	
次女会社員 7 4 2 0 18 40 27 40 2 27 4 1 2 37 4 2 2 4 4 2 2 4 4 2 2 5 4 1 4 2 37 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 5 5 4 5 4	次男・四男・五男会社員	8	4	2	Δ	3	一(貸宅地?3)	41	38
世界の	-	1			_		-	47	ĺ
世界の機能を表しています。	次女会社員	7	4	2	•		5	41	②37
日	_	4	3	1	•	-	18	40	27
1		6	1	i	Δ	-		i	1 -
次安会社員	長男臨時雇					į		43, 50	2.65* 35
次次会社員 8 3 1.5 ● 1 5 (4)			2	1		2	10 他们有无理多	占, 43	
長男・五別会社員、三男公務員 8 2 2 △ 3 11 役店舗3 [4店] アパート1 [12世帯 44、45 44	次女会社員	8	3	1.5	•	1	5 (4)	古 41, 49	239 235
長男会社員	長男・五男会社員、三男公務員	8	2	2	Δ	3	11 貸店舗3〔4店〕アパート1 [12世帯]	44, 45	248
主	長男会社員、主・出稼							52	26, 3
主・長男会社員、五男公務員 8 1.5 1 △ 3 1 6 古 15 1 △ 1 6 古 15 16 16 16 日本会社局時原、長男会社員 1 一 一 1 賞宅地?	長男会社貝 	5	1.5	1	Δ	1	(7パート1)	46	44
主義協職員 4 1 1 △ 1 6 方 15 方 16 方 15 方 16 音 注金社員 1 一 一 一 1 貸宅地? 「	主公務員	5	2	1	Δ	1	7	44	2 48
生会社員	主・長男会社員、五男公務員	8	1.5	1	Δ	3	1	43	② 39
主会社臨時原、長男会社員 4 0.5 0.5 △ 2 (貸宅地2) 34 15 28 長女商店動務、た男会社員 7 2 1 △ 2 一 44 33 ②41 23 章 24 2 33 章 24 2 33 章 24 2 35 章 25 章 2 4 3 3 章 24 2 35 章 25 章 2 4 3 3 章 24 2 35 章 25 章 2 4 3 3 5 章 2 2 3 3 3 3 5 章 2 2 3 3 3 3 5 5 5 3 3 5 5 5 3 3 5 5 5 3 3 5 5 5 5 3 3 5	主農協職員	4	1	1	Δ	1		古	15
主病院動務, 長男会社員 6 1.5 1 △ 2 貸宅地1 45 28 33 ②41 2 25 34 45 ②24 33 ②41 2 2 3 3 3 3 4 49 ②39 2 39 34 15 3 4 47 ②36 4 4		1	_	-	_	1 -		1	
長女商店勤務, 次男会社員 7 2 1 △ 2 一 44 53 ②41 23 主・長女会社員, 次男公務員 8 0.5 1 △ 3 一 34 15 主・長男会社員 3 一 0.5 △ 1 一 34 15 主会社員 5 0.5 1 △ 1 4 (アパート1) 古 18 18 20 41 18 12 20 21 18 18 20 41 42 20 27 22 22 22 27 23 44 42 20 27 22 23 44 42 20 27 18 18 20 41 42 20 27 22 23 44 42 22 27 23 44 42 22 27 44 42 22 23 44 42 22 23 44 42 23 44 42 23 44 23 44 44 23 44 44 23 44 22 24 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>ļ</td> <td></td> <td>}</td> <td>,</td> <td>1</td> <td>1</td>				ļ		}	,	1	1
主・長女会社員, 次男公務員 8 0.5 1 △ 3 — 49 ②39 主公務員 3 — 0.5 △ 1 — 34 15 主・長男会社員 3 — 0.5 ─ 2 — 37 15 計 金 主・長男会社員 5 0.5 1 △ 1 4 (アパート1) 計 18 52 ②41 注・長男・次男会社員 4 0.5 1 △ 3 4 4 (アパート1) 計 18 52 ②41 注・長男・次男会社員 5 1 △ 1 △ 1 ← 47 ②36 接金社臨時麗 5 1 1 △ 1 — 47 ②36 接金社園時麗 5 1.5 1 △ 1 — 41 15 長男会社員 6 ? 1 △ 1 (マンション2—28世帯分) 48 ? 土建業(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 主・変工務店(自営) 5 — 1 △ 3 債店舗1 貸地? 45 ②33 注・麦生の会社員 6 ② 1 △ 1 (アパート1) 50 ②41 注・麦・長女会社員 「日営) 5 — 1 △ 3 債店舗1 貸地? 45 ②33 注・麦世容業(白営) 雇人2人 7 1 1 △ 2 アパート1 [店舗兼7世帯〕貸店舗2 44 ②55 長男・四男工務店(自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 47 ②3 5		ı	1				真宅地1	44	33
まご公務員 3 - 0.5 △ 1 - 2 - 37 15 主・長男会社員 5 0.5 一 2 - 2 - 37 15 主・会社員 5 0.5 1 △ 1 4 (アパート1) 52 24 20 27 主会社員 4 0.5 1 △ 3 4 42 227 主会社員 5 1 △ 1 △ 1 - 47 236 妻会社臨時麗 5 1.5 1 △ 1 ← 47 47 236 妻会社臨時麗 5 1.5 1 △ 1 ← 47 48 ? 上世業(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 235 主・変工務店(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 235 主・変理容業(自営) 5 - 1 △ 3 (アパート1) 50 241 主・変理容業(自営) 5 - 1 △ 3 (アパート1) 50 241 主・変理容業(自営) 8 2.5 2 △ 2 (A 2) 2 (A 1) (アパート1) 47 203 主・長女の大会社員 5 - 2 △ 4 4 203 42 203 主・長女の大会社員 5 - 2 △ 4 4 203 42 203 主・長女の大会社員 5 - 2 △ 4 4 <td>主・長女会社員、次男公務員</td> <td>1</td> <td></td> <td>ŀ</td> <td>١.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	主・長女会社員、次男公務員	1		ŀ	١.				
主会社員 5 0.5 1 公 1 4 (アパート1) 古 (241) 主・長男・次男会社員 4 0.5 1 公 3 4 4 (227) 主会社員 5 1 1 公 1 一 47 ②36 要会社職時履 5 1.5 1 公 1 一 41 15 長男会社員 6 ? 1 公 1 一 41 15 長男会社員 6 ? 1 公 1 1 (マンション2-28世帯分) 48 ? 土建業(自営) 5 2.5 1 公 1 6 47 ②35 主・変工務店(自営) 5 - 1 公 1 6 7 1 公 1 6 7 2 公 3 (アパート1) 47 ②35 主・変工務店(自営) 5 - 1 公 3 (アパート1) (アパート1) 45 ②33 主・要理容業(自営) 展人人 7 1 1 公 2 2 2 6 (1) (アパート1) 47 ②35 長男・四男工務店(自営) 8 2.5 2 公 2 4 (1) (アパート1) 47	主公務員	3	_	0.5	Δ	1	-	34	15
主・長男・次男会社員	主・長男会社員	3	-	0.5	-	2	_	37	15
主会社員, 三男公務員, 妻会社臨時雇 3 - 1 △ 3 5 卓球場1 貸地? 18 17 主会社員 5 1 1 △ 1 - 47 ②36 妻会社臨時服 5 1.5 1 △ 1 - 41 15 長男会社員 6 ? 1 △ 1 (マンション2-28世帯分) 48 ? 土建業(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 ②41 章 · 英工務店(自営) 長男会社員 9 0.5 2 △ 3 (アパート1) 50 ②41 章 · 委、長女会社員(自営) 5 - 1 △ 3 貸店舗1 貸地? 45 ③33 章 · 奏理容業(自営) 羅人之人 7 1 1 △ 2 7 アパート1 [店舗兼7世帯] 貸店舗2 44 ②55 長男・四男工務店(自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 47 ②25 42 ②33 章 · 長女の夫会社員 5 - 2 △ 4 5 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○	主会社員	5	0.5	1	Δ	1	4 (アパート1)	古 52	
主会社員 5 1 1 △ 1 — 47 ②36 妻会社臨時麗 5 1.5 1 △ 1 — 41 15 長男会社員 6 ? 1 △ 1 (マンション2-28世帯分) 48 ? 土建業(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 主・麦工務店(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 主・麦工会社員(自営) 5 - 1 △ 2 フバート1 原店舗1 貸地? 45 ②33 主・妻理容業(自営) 雇人之人 7 1 1 △ 2 フバート1 「店舗兼7世帯)貸店舗2 44 ②55 長男・四男工務店(自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 44 ②51 主・長女の大会社員表・長女的食店(自営) 5 - 2 △ 4 本 2 2 2 2 3 4 2 2 2 3 4 2 2 3 4 2 2 3 4 2 2 3 4 4 2 2 3 4 4 2 2 3 4 4 4 2	主・長男・次男会社員	4	0.5	1	Δ	3	4	42	227
妻会社臨時麗 5 1.5 1 △ 1 一 41 15 長男会社員 6 ? 1 △ 1 (マンション2-28世帯分) 48 ? 土建業(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 主・麦工務店(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 主・麦工務店(自営) 5 - 1 △ 3 (大部舗1 貸地? 45 ②33 主・妻理容業(自営) 雇人2人 7 1 1 △ 2 アパート1 「店舗兼7世帯) 貸店舗2 44 ②55 長男・四男工務店(自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 44 ②25 主・長女の大会社員 5 - 2 △ 4 本 2 2 2 4 2 2 2 4 2 2 3 4 2 2 4 2 2 3 4 2 2 3 4 2 2 4 2 2 3 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 2 4 2 2	主会社員,三男公務員,妻会社臨時雇	ļ		ļ			5 卓球場1 貸地?	i	i
長男会社員 6 ? 1 △ 1 (マンション2-28世帯分) 48 ? 土建業(自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 主・麦工務店(自営),長男会社員 9 0.5 2 △ 3 (アパート1) 50 ②41 主・麦大会社員(自営) 5 一 1 △ 3 (安店舗1 貸地? 45 ②33 ま・妻理容業(自営)屋人2人 7 1 1 △ 2 アパート1 (店舗兼7世帯) 貸店舗2 44 ②25 長男・四男工務店(自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 44 ②21 主・長女の大会社員表表し女の大会社員表表し女の大会社員表表し教育店(自営) 5 一 2 △ 4 本 2 2 6 (1) (アパート1) 本 42 ②26 一 2 1 1 - - 4 本 本 2 4 本 本 4 2 2 4 本 本 4 2 2 4 本 本 4 2 2 4 本 本 4 本 2 4 本 本 4 本 本 4 本 2 2 4 本 本 <		[1		i		l	
土建業 (自営) 5 2.5 1 △ 1 6 47 ②35 主・麦工務店 (自営) , 長男会社員 9 0.5 2 △ 3 (アパート1) 50 ②41 主・麦・長女会社員 (自営) 5 一 1 △ 3 (大路舗1 貸地? 45 ②33 主・妻理容業 (自営) 雇人2人 7 1 1 △ 2 アパート1 (店舗兼7世帯) 貸店舗2 44 ②55 長男・四男工務店 (自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 47 22 主・長女の大会社員 妻・長女飲食店 (自営) 5 一 2 △ 4 1 2 2 2 2 2 2 2 4 2 3 4 2 3 2 3 2 4 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 2 3 3 4 4 2 3 4 4 2 3 4 4 2 3 4 4 2 3 4 4 2 4 2 3 4 <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>[</td> <td></td> <td>ĺ</td> <td> 一 (マンション2<i>—28</i>世巻分)</td> <td> </td> <td></td>		1		[ĺ	一 (マンション2 <i>—28</i> 世巻分)		
主・ 友工務店 (自営) , 長男会社員 9 0.5 2 △ 3 (アパート1) 50 ②41 主・ 表・長女会社員 (自営) 5 − 1 △ 3 (費店舗1 貸地? 45 ②33 主・ 妻理容業 (自営) 雇人2人 7 1 1 △ 2 アパート1 (店舗兼7世帯) 貸店舗2 44 ②31 長男・巴男工務店 (自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 44 (②31 末・長女の夫会社員 5 − 2 △ 4 2 5 2		+	-	_	<u> </u>	_			<u> </u>
主・麦・長女会社員 (自営) 5 - 1 △ 3 侯店舗1 貸地? 45 ②33 主・妻理容業 (自営) 雇人2人 7 1 1 △ 2 7 パート1 [店舗兼7世帯] 貸店舗2 44 ②55 長男・四男工務店 (自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 44 ②31 47 ②22 主・長女の夫会社員 5 - 2 △ 4	土建業(自営)	1	1	1)	l		1	
主・妻理容業(白営) 雇人2人 7 1 1 △ 2 アパート1 (店舗兼7世帯) 貸店舗2 44 ②55 長男・四男工務店(白営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 44 ②31 生・長女の大会社員 妻・長女飲食店(白営) 5 - 2 △ 4 2 2 - 2 1 1 - - 4 5 6 6						l	i '		1
長男・四男工務店 (自営) 8 2.5 2 △ 2 6 (1) (アパート1) 44 ②31 47 22 ま・長女の天会社員 5 - 2 △ 4			ĺ	ł		_			1
 注・長女の夫会社員要・長女飲食店(自営) 5 - 2 △ 4 方 23 42 ②63* - 4 - 4 - 5 ②26 - 60 		- 1		İ	1	ł		44	@31
- 2 1 1 - 4 古 25 60 60	主・長女の夫会社員	-					.,	古	22 23 ②63*
	_	+,	1	1		_	1	古	226
_	_	} .	ļ	ĺ	_	_			1
-		Ť	F	1	 -				
	_								

⁽注) 経営体類型の昭和5年は同7年に比較して変化した個別経営体のみ示してある。 昭和4年は地面積機の?は、昭和4年センサスにおいてするに農家名博から除外されている経営体。役ってアンケート用紙を配布していない。 建地面積の各年は各資料から疑問のあるものもないわけではないがそのまま掲載した。 昭和4年の非地面積製剤の?は指示され関係できなかったもの。 後載名機●: 完全に接載者あり、または昭和48年以降あとついたばかりの経営体。△:該当名考えられるが後継者となるかどうか不明, 一:同無し。 自己を評判機会は2個農家県を示す。また、*は店舗兼固宅、**は店舗兼置宅2番共同住宅(アパート)を示す。 昭和4年1月3日12単分。 (資料) 機ケ谷市役所、企画率、農業委員会、課税課、農政課、前工課の各資料、筆名アンケートおよび聴取調査による。

なる。

かくして,農事実行組合²⁸⁾の中から,非農業的土地利 用参加農家率が最大のものを選定して²⁹⁾,その農家群に かつて属していた旧農家をも含めて分類をすることにし たい。

4.2 初富地区M農事実行組合の農家類型

選択されたM農事実行組合の現在の農家に昭和40年当時の農家を加えて、各経営体の農耕地の変化ならびに昭和47年と同54年における就業状況や不動産賃貸関係の変化をみたものが表6である。人口増加の激しくなる以前の昭和35年のデータが失なわれているので、都市化の過程と農家・農業・農村の変貌過程を十分に追跡され得ないが、40年以降だけをみても著しい変化を示している。

昭和40年当時38戸存在した農家は昭和50年のセンサス 調査対象農家数としては21戸,また,昭和54年のM農事 実行組合名簿には19戸しか計上されていない。

これら38戸の経営体を昭和47年当時の経営内容によって類型化してみると7分類でき、きわめて明瞭に分化していることが知れる。

「専業農家」という類型は、農業統計では必ず使われるものであるが、農業センサスによる規定の仕方ではすでに現状の解釈に有効ではない。新しい視点での分類が必要である。センサスでは昭和40年11戸、同45年7戸50年2戸である。50年は別としても、45年の7戸は、表6の農家番号1、3、6、7、17、26、37である。このうち17と26番農家は45年以降2年間に経営内容に変化があったからよいとしても、残りは5農家のみで、それらは同期間には経営内容にほとんど変化はないのである。とくに2、4、5、8の農家が問題になると思われる。

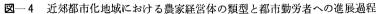
耕地面積、従ってまた延作付面積の大なることや、農 業労働力の状況からみれば、夫婦2組が同一世帯にあっ て十分な労働力を提供できる農業就業者として存在して いるならば、まず専業農家の類型と考える方がよい。ま た後継者の有無も重要であって、兼業就業者 がいない か、いても農家々計にたいして重要さが極めて低いこ と, 農業以外の兼業がほとんどないこと, あるいは家計 の可処分所得がほとんど農業所得であることなども重要 な要素には違いない。しかしながら、何よりも最も重要 な決め手は経営主体者の意志である。つまり、専業農家 の規定は、農業者が現在も将来も農業によって生活を維 持してゆくのだという意志とそれに基づく行動様式であ る。農業者はこの意志によって、農業経営者の経営活動 にかかわる実践活動, 言い換えれば, 新しい経営方式 や、新しい技術を常に学習・習得し、経営環境の変化に 適切に対応し、意志決定や計画まで含めた農業経営者と しての能力を発揮しようとするからにほかならないから である。従って、かかる視点からみれば2~4番農家の

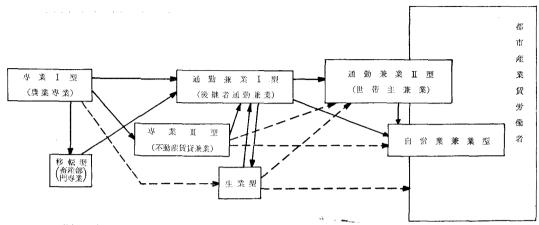
農外就業者は専業類型決定の阻害要因とはならない。この類型の経営体が「専業 I 型」である。また兼業者の収入は当該者のいわゆる小遺いあるいは将来独立するための資金となるのであって,農外収入が農家家計としての生計費に直接組み入れられてはいない。もちろん家計から小遺いをやらなくてすむし,独立資金を提出する必要もないから,その意味では間接的にみて農家の所得にはちがいないが,一般家庭における「学生アルバイト」と同一的に考えてもよいし,また,後継者が世帯主となり,成人者が各々独立した状態を想定すればもっともわかりやすいであろう。

「専業Ⅱ型」は不動産賃貸による収入が非常に大きい 比重を占める場合であるが、この意味では兼業農家に分 類されるのが一般的ではある。しかしながら、このよう な経営体においても、もっとも重要なことは、後継者の 存在と、世帯主は勿論のこと、後継者も農業者としての 自立意志を強固にもっているもので、農業者行動もそれ にともなったものとなっていることである。

しかしながら、かかる農家においては、後継者の意志 決定が農業志向から離れれば、たちまち「専業」ではな くなり、貸家経営兼業、わるくすれば貸家専業になって しまう。それだからこそ経済的基盤が不動産にかかわる 収入によって安定していることもあって、病気、不作、 経済恐慌などの出現によって、個人的にも、社会・経済 的にも大変革が起き、それに十分対応することができな ければ、「専業」農家の転業・崩落はこの類型からまず 発生すると考えてよい。

「通勤兼業 I型」は後継者が、あるいは後継者のいな い場合には他の世帯員が、通勤による恒常的兼業に従事 している場合であり、「通勤兼業Ⅱ型」は世帯主がおも に通勤による恒常的な他産業に従事している 場合 であ る。従って「Ⅰ型」は世帯主の世代には農業が主になる 可能性もあるが、「Ⅱ型」はこの「Ⅰ型」がさらに進展 した類型と考えられ、すでに現在では農業はたちゆかな くなっていると考えてよく, 完全に「都市産業賃労働 者」に移行したものも散見されるわけである。「自営兼 業型 | は不動産賃貸業以外の商業やサーヴィス業を自営 としておこならもので、農業はほとんど重要性をもたな い。「生業型」は自給的農業に近い形態と考えてよく子 供に恵まれなかったり、核家族化によって、老令者夫婦 のみか、あるいはいずれか一方のみの世帯からなるもの で、子供や親戚縁者から経済的援助を受けていることも ある。センサスでは一般にこの「生業型」が専業農家に 含められるが、全国的にみても農家の核家族化による老 齢化、女性化と大いに関係があるし、とくに都市化地域 においては、核家族化が激しいから、「生業型」も生じ やすく、「専業農家」として扱うには問題が大きすぎる であろう。





(注) 枠の大きさは相対的な経営体数の大きさを示す。 鎖線は頻度の非常に小さいことを示している。

(資料) 表6を参照せよ(大石原図)。

「移転型」は農業専業指向の経営体で、都市化による都市住民との摩擦が大きくなる畜産部門などがこれに該当し、農業経営環境悪化に対して農場移転をおこなうものである。とくに酪農部門に顕著にみられる。大都市圏でよくみかけられる、農場だけ地方にあり、都市には事務所や住居を中心として若干の圃場や畜舎をもつものなどもこれに含めて考えられる。

以上の類型を昭和54年と比較してみると、各類型はそれぞれの最下層に属する経営体が一類型進展したほかは類型所属の変化はほとんどみられない。ということはこれだけ激しい都市化の波に曝されながら、各経営体がかなり安定しているということであり、将来にわたってかなりの期間現状維持が続くと考えられよう。とくに「専業 I 型」「同 II 型」は安定度大きく、おそらく長期にわたって存続の可能性を秘めていると考えられる。

これらの類型をその進行過程を考慮して図式的に表示すると図4のようになる。古く時代をさかのぼれば専業 I型の割合が高く、将来には、都市産業賃労働者の割合が増大する。しかしながら、専業 I型は完全消滅するには相当の時間を要するであろうし、農場移転も考えられ、他の地区で専業 I 型を継続することもあろう。

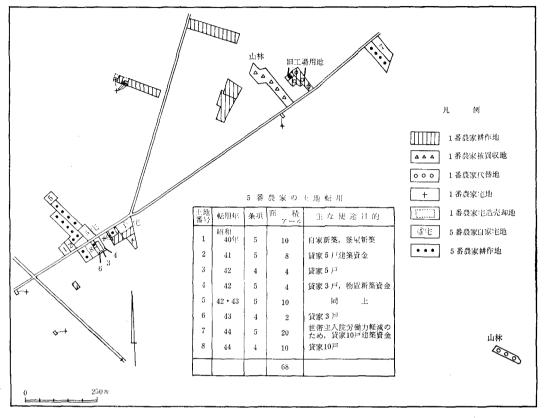
4.3 農家の都市的土地利用への過程 — 農業専業の諸条件と農用地の転用

もっとも早く不動産賃貸をはじめたのは32番農家で、 貸店舗である。貸家所有は23番農家が昭和36年にはじめ た。つづいて38~9年頃に、6および10番農家が貸家を 建築したが、残りの農家はすべて40年以降である。この ことから昭和40年では、世帯員のいずれかが兼業する農 家はすでに70%に達していたので、都市化過程における 農家兼業は、労働力の賃労働化によってはじまり、土地 を非農業的に使うのはそののちであることがわかる。

農地の縮小過程を、この14年間にもっとも耕地面積の 減少の著しかった農家についてみることにする。5番農 家の農地減少は同期間に70アールである。もっともこの 農家は47年以降土地面積に変動はないし、実際に貸家を 建築したのは42~44年中であるから、わずか3年の間に 大きく変貌したことになる。現在(昭和54年7月1日)世 带主年令61才,同妻60才,後継者26才,同妻27才,二女 22才,後継者夫妻の子供0才の6人家族である。世帯主 後継者夫妻とも農業専業, 三女も学業をおえて嫁入り前 の農業就業者である。後継者は昭和47年当時,高等学校 を卒業して間もなかったが、専業で後継者としての意志 も固く、新しい農業技術の習得・実践に励んでいた。こ のことは同実行組合の他の農家によって当時十分な証言 が得られていたから、農業専業志向の意志決定が強固に なされたと判断される。現在の販売用農作物の作付は梨 20アール (成園), 牛蒡8アール, 蔥10アール, 大根10 アール, 馬鈴薯5アール, 枝豆5アール, 落花生5アー ル, ほうれん草10アール, 里芋5アール, その他野菜10 アール,加温設備のあるビニールハウス6棟(250坪) できゅうりを作付している。47年当時と作付品目はほと んど変化なく安定している。前年度の農業粗収入585万 円、貸家による収入544万円である。また、47年の家賃 収入約300万円、農業収入150万円と推定された300。

この農家は世帯主の父の生存していた昭和40年に10アールの土地を売却し、その代金で自家及び釜屋を新築、残金は父の遊興費となった。翌年4月に父が死亡、同年に8アールを坪当り1.8万円で売却、翌年初めに貸家を5戸建築して、不動産賃貸に踏みきった。その後の転用

図-5 規模拡大農家の土地分布および農地減少農家の農用地転用過程



(注) 京葉測量株式会社撮影(昭和47年3月)の空中写真「72千葉」コース11,写真番号11~12を2倍に引伸したもの(縮尺6,000分の1)を基図に聴取りおよび現地調査によって作成。但し、鎌ヶ谷市役所企画課および課税課の資料によって補正してある。1979年1月1日現在(大石原図)。

状況は図5に示すとおりであるが、44年に世帯主が胃潰瘍で入院したため、労働力不足におちいり、自宅から最も遠方(約1.5km)の農地の一部を売却、貸家建築に充当した。世帯主退院後、これら農地の減少分を集約化で補うことにし、ビニールハウス6棟(230坪)によるきゅうりの栽培を46年から開始した。この年長男が高等学校を卒業し、農業後継者としての自立意志を明確にしたことが、集約化への他の一大理由である。この間、施設園芸用の投資は勿論であるが、その他農業用の投資も大幅に増大しており、39年に5馬力の耕耘機、42年に農業用倉庫、43年に肥料小屋、農業用軽トラック、44年に自動噴霧機などを購入し、固定資本投下も著しい。このように農家への資本投下という観点からも、農業はあくまでこの経営体の唯一の職業として遂行されていることが証明される。

不動産賃貸を導入したのは、ほとんどの農家もそうであるように、都市化による生活水準の上昇とともに、農家の生計が農業だけでは維持困難となり、また、機械化

をはじめ、肥料費、防除費の上昇による農業経営費の出 費増、さらに都市近郊では一般に農家の集約化に伴う出 費の増大が大きいので、これらを補うためであった。し かしながら、この経営体のように、土地売却や貸家経営 による収入代金を農業用に投入し、さらに新しい技術や 経営方式の習得・実行に大きな努力が払われ、しかもこ れが世帯主夫妻ばかりでなく、後継者自身によっておこ なわれたことが重要である。これがない場合は、雪崩の ように不動産賃貸業に変質してしまう。世帯主や後継者 が健康であり、農業を自分の職業とする強固な意志がな ければとても実現できるものではないのである。

4.4 農民層の分解

1) 規模拡大の諸条件

上述のように、都市化地域の大部分の農家は農業の生産手段たる土地を非農業的土地利用のために転用せざるを得ないのが一般的傾向である。しかしながら、この地域においても、きわめて小数ではあるが経営規模を拡大

している農家がある。これら規模拡大農家はとくに農業 志向が強く、従って農外就業にはまったく関心がなく、 ひたすら農業のみで農家所得を向上していこうという、 本当の意味での純専業農家である。

このタイプには2つあって、1つはおもに畜産農家に 典型的にみられるもので、農場を移転して農業を続けよ うとするもの、他の1つは、当分は現在地にとどまり、 土地の減少を極力防ごうとし、売却せざるを得ない場合 でも代替地を求めるものである。後者の事例としては1 番農家である。

1番農家は世帯主45才、同妻44才、父母それぞれ69、66才の4人家族である。50年に世帯主を交替したばかりである。現在の経営耕地面積は水田80アール、普通畑104アール、梨畑80アールの合計264アールである。昭和40年に比べて79アールの増加となっている。これは昭和47年自宅の隣接地に東武鉄道が分譲地を造成中、業者に対して自治体への学校用地提供が義務づけられ、図5に示す山林56アールがその一部として買収されることになった。1番農家は本来農業のみで農家所得の増大をはかろうと積極的な行動により、果樹園をはじめとして、施設園芸にもふみきろうとし、農業投資も大であった。したがって、耕地面積の減少には直接関係なくとも、将来耕地となりえる山林の売却は考えていなかった。地元の学校用地ということで抗しきれず、代替地として同様のものを提供してもらうという条件で買収に応じた。

その結果,近接地の畑10アール,工場用地20アール,鎌ヶ谷大仏駅東北方に山林約20アールを代替地として受けとり,残りの不足地積130坪分を税金買主負担の現金で受領した。この農家はこの金で我係子市内に水田55アール,畑10アールを購入した。その後市内の代替地である畑には梨を作付け,50年には工場用地も建物分5アールだけ貸地とし,残りの15アール分は畑にもどした。

農地の作付をみてみると、葱 50 アール、大根 40 アール、はられん草 20 アール、里芋15アール、陸稲 10 アール、馬鈴薯 5 アール、その他10アール、梨園70アール、水田55アール、(市川市内の水田25アールは水質汚濁によって休耕)ハウス 600 ㎡にとまとときゅうり各 395 ㎡ づつとなって集約度も高くなっている。

ところが1番農家も後継者が世帯主になり、父親がその座をしりぞいてから、昭和53年に、畑12アールを宅造し、うち5アール分4区画を残し、7アール分を売却した。そして、自家2階建延坪63坪、作業所兼物置など、40坪と4坪の平屋建2棟を建設し、さらに貸家2戸を自宅から南西方0.2㎞に2棟建設した。それまでにも2~3の県道沿いの宅地を購入してきている⁸¹⁾。これだけの農業経営をおこなってきたのであるから粗収入1,500万円近い。45年以降、トラクター2台、動力噴霧機、田植機、バインダー、コンバインなどに資本投下をしている。

2) 都市的土地利用と都市農業の発生

この地区の農家はほとんどの耕地を「市街化区域」内 に保有しているので、かかる地区の農用地は都市的土地 利用へと転用されることになる。農地の宅地並み課税と いう政策にも規定されているからでもある。しかし、農 業専業志向の強い農家は代替地を要求し、集約度をも高 めて、農業自立を貫こうとしていることはまえにみたと おりである。これは都市が自己の消費する農産物を要求 し、農家もそれに応じるだけの経済的必然性があるから である。また、農業志向が比較的強くとも、農業経営の みで生計維持の困難になってきた農家は、農地を売却 し、その代金で貸家を建築し、貸家自営兼業となるので ある。しかしながら大部分の農家は土地売却による耕地 面積の減少に伴って、自家消費用の農作物ぐらいを栽培 する都市産業賃労働者あるいは貸家経営者および2つの 兼業者という半農家群が、さらに進んでは土地を持たぬ 商店などの自営業または賃労働者となって、完全な非農 家群を形成する。そして貸家経営を おこ な ら「専業Ⅱ 型」の農家も、農業を阻害する外的条件のインパクトが 大きいと、それが契機となって半農家群へ移行する。純 専業農家はごく少数しか存在しなくなるけれども、畜産 部門は都市化地域の外側に順次移転させられ、畑作部門 の専業農家も居住地周辺で失なった地積分を都市化地域 の外側で代替地として求めているから、農業の営農環境 が悪化すれば、代替地を求めた地区へ移動する可能性も 十分ある。

しかしながら、都市化の強い波の中で農業経営を維持していくことを阻害する要因も非常に多い。例えば、昭和42年には、図5に示す土地番号4の土地を、その東側の居住者達に、「5番農家が貸家を建てると日照条件が悪化する、通風が悪くなる」という理由によって、半ば強制的に売却せざるを得なくなった。貸家はきわめて密集して建てられるので、貸家そのものの居住環境のみならず、周辺に与える居住環境の悪化ばかりか、自からの農業経営環境すらも悪化させる。

このようにして、住宅地化した地区の中には農地が分散・散在することとなって、農業者と一般都市住民との間にも摩擦が生ずることとなる。こうなった状態は、もはや近郊農業という概念では農業や農業者あるいは農村というものを把握することができなくなり、新しい概念が必要になる。これがすなわち「都市農業」である。

上述のように、都市農業はすでに農家が1つの集落としての集団を形成することが困難になり、市街化の進行するなかで、一般都市住民群の中に点在し孤立的になるということである。そして自己の経営耕地も、市街地の中に点在し、いわば住宅地のなかのファーム・ベイスソfarm basin として存在することになる。かような都市農業は、都市近郊農業のように都市化の進展によって都

市の外部へと移動する性質はさほど強くない。市街化准 行地区内で漸次消滅するか変質するかの過渡的性格をも つものではあるが、農産物市場の近接性、土地や労働力 の市場内存在によって、ごく少数の、安定した貸家兼業 とを組合せた農業経営や、極めて高度に集約化された農 業経営が混在し残存することになる。従って、事例農家 群が示すように農業者層の分化が、一般農村よりははる かに激しいのである。これにはのちにみるように農業関 係の公害が頻繁に発生することもおおいに関係している ことである。農業者の分解には各経営体での分家独立の 著しいことも関係している。すなわち後継者たる長男も 農外就業が恒常的になっている割合が高く, 農業志向が ない場合には結婚と同時に分家し、独立世帯を形成する から、都市化そのものが専業農家を減少させるだけでな く、地区内に分家による核家族を多数生じさせ、その分 だけ農地の転用を促すわけである。しかるに、専業農家 の場合は後継者夫婦は重要な農業労働力でもあるから, 親夫婦と同居というのが一般的ではある。しかし近年で は同一敷地内ではあるが別棟を建てるのもあたりまえに なってきている。

かような後継者の住居もさることながら、ほとんど大部分の農家が土地を手離すと、その売却代金でかならずといってよいほど古家をとりこわし、大規模な家を新築する。さらに残金で、貸家・アパートなどを建築する。貸家の所有状況をみると、一般的に比較的農業指向の強い、従ってまた経営耕地面積の大きい農家ほど所有戸数が大きい。規模の小さい農家ほど、農業経営では生計がたちゆかないから日雇や通勤などの兼業に世帯主や後継者が恒常的に従事し、土地も生計費の一部として現金収入のために切り売りした結果なのである。

農家の大規模な住宅の建て替えは、全国的に一般的現象であるが、これは、農業者の生活の場としての住居に対する一種の渇望、同業者に対する一種の誇りなど深層意識もあるが、現在の税制による優遇措置³²⁾によるのである。

3) 農家の都市的土地利用——貸家経営——の経済性しかしながら、貸家経営は、いずれの農業者も有利でないと口をそろえて言う。地代論に従って理論的に考えれば、地価水準の高さのために、現行家賃にはたしかに地代が含まれてはいるが、地代を考慮にいれては経営的に貸家経営は成立しないからである³³⁾。このことこそが、土地を購入して貸家経営の成立しない理論的根拠であろう。さらに、物価や地価の上昇率とくに後者のそれが市街化進行地域では空前絶後であるから³⁴⁾、理論的に考えてみると、(注)33に示した条件で貸家を経営した場合と、貸家経営のために要した全土地を銀行定期預金にした場合の、家賃収入と利子収入との乖離が、昭和40年頃、47年頃、現在とでは、それぞれ0.54、2.59、3.30

倍35となり、早期に貸家を建てたものほど 損害 が大きい。地価に見合った家賃の値上げができないから である。さらに維持・管理も含めた借家人との人間関係による精神的疲労なども影響しているからである。農家の貸家経営は、地価水準の安定(家賃水準と同等の変化)さえあれば、土地は自己のものであったから、地代を考慮さえしなければ、本来はさほど不利ではないのである。

従って表6にみるように貸家は昭和47年以降さほど増加していない。しかし鎌ケ谷市に限らず一般に市街化進行地域では市街化の進展によって新しい農家が貸家経営に新規に参入するので、現象的には貸家が急速に増大していくようにみえるのである。

かように有利でない貸家経営でも農業生産に比べると 単位面積当りの収入は2~4倍以上³⁶⁾になるし、農作業 に充当する作業労働時間は不用になるので、相対的有利 性はさらに増幅される。また、すくなくとも貸家の敷地 は資産保有になり、地価上昇による財産価値の増加は失 なわれない。かような理由によって、農家は貸家経営は 有利ではないといいながらも、生計維持のためもあって やむをえず土地売却をしその代金で貸家を建築する。

貸家経営の場合,農家はその資金を自己の土地売却によらねばならないが、農業者層のなかにも目先のきくものは不動産まがいの活躍をしたり、ブローカー的な存在になる。表6の10番農家の土地の移動は激しく、貸家経営だけでなく、アパートや店舗の購入までおこなって賃貸している。長男が土地家屋調査士として民間会社に勤務していたが、現在は独立して不動産業を営み、妻も、世帯主夫妻も総動員という状態である。

このようにして, 市街化されつつある地域の農業者は 同業者の内部からも土地を売却するように働きかけられ 分解を促進させられるのである。

5 都市農業と都市

5.1 農業者の意向

市街化進行地域でも、農業継続志向の強固な意志とそれを実行できるだけの経済基盤をもった、ごく限られた少数の「専業農家」が存在し、それらは、都市農業として優秀な農業経営をおこない、都市生活者の要求する食料農産物を供給していることはまえにみたとおりである。

しかしながら、かような地域ではいたるところにミニ 開発による小規模な一戸建住宅とともに、農家の豪邸や 密集した貸家群・アパートがまったく無秩序に散在し、 農耕地がその間に残存するという状態が生じている。従って、地価の異常に高い上昇率のため、表7にみるよう に農業志向農家としては「将来土地を売却しない」と言 うのが46%に達する。「売却」はわずか4%にしかなら

表-7 農業継続志向農家の土地売却意向

			1	土地売却意	向(戸数	:)
			手ばなす	わから ない	手ばな さない	計
道	野	辺	1	19	14	34
鎌	ケ	谷	7	20	31	58
南	初	富	- 1	39	13	52
北	初	富	3	53	43	99
中		沢	2	31	39	72
粟		野		7	3	10
佐	津	間		15	15	30
軽	井	沢	_	5	17	23
合		計	14	189	175	378

(注) 「農業継続志向農家」とは、ここ当分の間は農業を続けてゆきたいと考える農家であり、農業以外の仕事を中心にしていきたい農家を「非農業志向農家」と定義する。

(資料) 筆者アンケート調査による (昭和47年10月)。

表-8 農業継続志向農家の農業外事業希望

	1	事 業			(戸数)	
	自商営店業等	庫経営 ート・貸倉	園)経営 キー 農	ていない とくに考え	そ の 他	計
道 野 辺	1	8	_	11	1	21
鎌ヶ谷	8	10	2	17	2	39
南 初 富	6	11	_	23	1	41
北 初 富	6	15	7	41		69
中 沢	4	6	1	28	1	40
粟 野	1	1	_	4	_	6
佐 津 間	1	10	-	14		25
軽井沢	1	1	1 .	18	_	21
合 計	28	62	11	156	5	262

(資料) 表7に同じ。

ない。だが、「貸家や商業経営を同時に行なう」希望者 は農外事業希望者の3分の1に達する(表8)。これら の農家のなかには、農業経営による資本蓄積の進んでい

表-9 農業継続志向農家の将来計画

	*	γ 来 σ	経営	計画	(戸数	()
	現状維持	経営改善	農場移転	団(農) (農) (世) (基) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世	その他	計
道 野 辺	20	4	1	_	3	28
鎌ヶ谷	37	12	1	1	6	57
南初富	31	6	1	-	4	42
北初富	67	15	5	2	5	94
中 沢	36	13	1		2	52
粟 野	5	2			1	8
佐 津 間	15	7		2	4	28
転井沢	21	6	-	_	1	28
合 計	232	65	9	5	26	337

(資料) 表7に同じ。

表-10 非農業志向農家の土地利用意向

及 10 弁展未応内展系の工地利用息内												
		土地利用意向(戸数)										
	農地売却	で貸与し	用て宅 自己 使	一農園)	いえていな とくに考	計						
道 野 辺	_ _	-	5		10	16						
鎌ヶ谷	1	-	3	_	16	21						
南 初 富	-	-	4		14	18						
北 初 富	-	2	4		30	39						
中 沢	_	_	3	1	27	31						
粟 野	-	_	_	_	4	4						
佐 津 間	-	-	4		10	14						
軽 井 沢	_	_	1_		16	17						
合 計	1	2	24	1	127	160						

(資料) 表7に同じ。

るものはほとんどないわけだから、農外事業資金は融資を除けば自己の土地売却以外にはない。それ故に、将来の土地売却は「わからない」という農家が半数に達して

表-11 農業に影響をおよぼす都市関係公害

					公		害	の	種	类	———— 頁	(戸	数)	-	
			の水質汚濁用水・河川等	の水不足用水・河川等	出水 の降雨時等の の	ガス・媒煙工場その他排	よる荒地化 用・耕作放棄に 転用農地の未利	ホコリ 交通による泥	の悪化の悪化・通風	虫害 を間照明によ	被害・野犬による	ラ・盗難 などのイタズ	時交通事故で通量増大によ	その他	無しまたは無	計
道	野	辺	22	1	6	1	5	8	13	3	18	15	13	-	11	44
鎌	ケ	谷	10	4	5	5	13	16	21	1	39	23	5	1	19	70
南	初	富	7	3	2	4	20	13	11	5	29	30	9	2	15	70
北	初	富	14	9	8	7	26	23	26	2	69	41	6	5	37	128
中		沢	53	12	25	6	15	23	5	5	15	9	9	3	15	79
粟		野	7	6	2	1	4	2	2	-	4	3	_		2	13
佐	津	間	18	11	8	5	13	8	14	3	20	16	4	2	7	43
軽	井	沢	15	1	_	_	_	8	-	1	1	_	-	1	11	31
合		計	146	47	56	29	96	101	92	20	195	137	46	14	117	478

* 「無し」とはっきり答えたのは3件のみ,他は全部無記入。 (資料) 表7に同じ。

いることも当然であるが、彼等は潜在的な土地売却希望 者と言っても過言ではない。市街地化の進行度の高い地 区ほどこの割合が高くなっていることがその証拠でもあ る。

農業継続志向農家でも、農業の将来計画については、「どうしようもない」という現状維持派が7割も占め(表9)、「農業外事業」についても「考えていない」ものが6割に達する。換言すれば、ここ当分は農業を続けていくという農家の大多数が、成りゆきまかせで、おもに生計のために土地を徐々に失なっていくのであるが、そのうち4分の1ぐらいが貸家などを経営するのを除けば、大部分の農家は都市産業賃労働者化への道をたどる。このことは当然非農業志向農家にもあてはまり、表10に示すごとく、「宅地として自分で使用」するというものは全体のわずか15%で、大部分は成り行きにまかせることになる。

5.2 都市農業と都市公害

都市農業は、市街化が相当に進行した地域で成立しているから、農用地の都市住民への吸収という大きな営農阻害要因以外にも、営農に対していろいろな都市化による被害をこうむる。表11にみるように「無記入」を「被害なし」と考えることにすれば、4分の3の農家が何らかの被害をうけている。

なかでもっとも多発するのは、放し飼いの犬や野犬による被害で41%に達する。犬は耕やされた細かく柔らかい土を好むので、播種ないしは発芽後あるいは移植後まもない圃場は犬の群の絶好の遊び場になり、被害が大きい。都市勤労者の密集した狭小な1戸建てや貸家では犬を離すべき庭もなければ、散歩をさせる時間的余裕も少ないから、いきおい夜間に解き放すということがあるからであろう。

急速な市街化進行地域は社会資本の整備が遅延するから、下水道や下水処理施設などが未整備のために、この地域のような谷地田の多いところでは、水質汚濁による水稲の作付不能や、青立、倒伏、枯死などの被害がでる。前にみたようにこの地域での水田農地転用は昭和39年にはじまり、これは水質汚濁のためもあるが、また、それ以前に生活用水・都市用水の地下水取水によって、湧水そのものの枯渇による被害のためでもあった。しかし現在では、稲作転換のためもあり、上流部一帯はほとんど荒地同様になっている。

通行人などによる作物損傷や盗難も30%に達し、交通路の未整備と車輌通行量の増大によって受ける作物被害も21%を占めている。転用農地の放置、耕作放棄地などの雑草繁茂やその種子や虫害の発生による被害も2割を占める。

農地の中に無秩序に家屋が建てられることによって,

(戸 苦 数) 情 σ 頹 類 家畜の臭 気・泣き 声 休耕・放 農薬に関 するもの 砂塵・ほ 農機具等 肥料に関 無しまた 棄地等の その他 計 は無記入 こり 騒音 するもの 雑草 道野 辺 7 1 33 44 4 3 1 4 1 嫌ヶ谷 4 2 2 2 3 61 70 南初富 70 8 2 2 1 5 1 61 北初富 25 5 7 1 8 5 97 128 中 沢 12 2 68 79 3 0 2 3 粟 野 13 1 12 佐津間 6 2 4 1 3 31 43 軽井沢 1 4 1 1 25 31 合 計 64 6 1 388 478 21 21 23 14

表-12 一般住民による農家への苦情

* 「無し」と明確に書いたものは16件で、他は無記入。 (資料) 表7に同じ。

日照・通風条件が悪化し、作物の生育阻害をおこす。圃 場往復時の交通事故が1割に達しているのは注目される べきである。

現代日本の無秩序な市街化形成は、都市施設の未整備 またはその遅延が、都市住民の消費過程において発生す る公害を直接的に農業に与える結果となる。

5.3 都市農業と一般住民

都市農家はとくにピーク時に農業労働力が不足し、それは一般都市住民によって補塡されうることはさきに指摘したが、ここでは、かような協調の側面ではなく、無秩序な市街化による、都市住民側の受ける都市農業からの「被害」をみてみよう。

表12は、非農家から農家へきた苦情についてみたものである。農薬に関する被害がもっとも多く13%を占める。以下、肥料、農機具の騒音、砂塵の順である。転用地や休耕地の未利用による雑草繁茂は、都市農業のみならず一般市民にも少なからず影響がある。

畜産に関する苦情の少ないのは、前述したように畜産 農家の絶対数が極めて小さいことによろう。農薬に関す る苦情が多いのは、この地域がとくに梨の栽培中心地で あることによる。梨栽培の病虫害防除は重要で、4月初 旬から11月下旬まで20回以上薬剤散布をおこなうからで ある。農家は、果実の無料配布や、日の出前後の早朝に 作業をおこなったりしているが、おのずから限度があ る。「無記入」は苦情がなかったのか、回答しなかった が不明であるが、調査表を一般住民を対象に配布すれ ば、農業に対する苦情はさらに増大するかもしれない。

6 むすび――都市と農村の融合を求めて

以上、近郊地域ないしは市街化進行地域の研究方法に 若干の反省を加えて、近郊農業と近郊農家の変容過程、 とくに再編過程を明らかにした。この場合に重要なのは 旧農家群を加えて分析をおこなわなければならないとい うことである。都市と農村の対立・矛盾を解消し融合に 必要な諸条件を見出し、近郊地域整備の方途を見出すた めにも欠いてはならない要素の1つである。なぜなら市 街化准行地域では都市住民の増加とその住宅が増加し、 農業者やその家族も徐々に都市産業賃労働者となってい くが、その土地は、農家や旧農家の保有土地の転用によっ て供給されるからである。従って4・5条別に農地転用 の量が考察された。全体の約7割が権利委譲を伴ってお こなわれ、農業者の生産手段たる農用地は急速に都市住 民の手に移る。転用農地の約3割ぐらいは農家や旧農家 によるおもに貸家の建築地となる。その結果,地域内の 1戸建貸家の4分の3以上が農家によるものとなった。 これに対してアパートはわずか5分の1が農家によるも のである。

いっぽう市街化の進展にともない、農家数の急速な減少のわりには、純農村期末期の時代に比べると、30~50アール、50~100アール規模の農耕地保有農家の数が見かけ上ほとんど減少していない。このことは、全階層的に脱農化が進行しているけれども小規模農家ほどその程

度が高いということである。それとともに農業就業者の 老齢化,女性化が進行し、また、食生活の変化や、料理 作業の手軽さなど都市住民側の要望とも関連して農作物 の作付面積にかなりの変化が起っている。

かような変化のなかで非農業的土地利用のもっとも進行している地区を選定し、旧農家群も含めて、昭和40年以降の詳細な経営内容を分析した結果、7類型を見出すことができ、きわめて明瞭に分化しつつあることがわかった。それらの7類型は、「専業I型」、「専業II型」、「通勤兼業 I型」、「自営兼業型」、「生業型」および「農場移転型」である。それらは都市化の進展とともに発展過程として図4のように図式的に認識できるであろう。

これらの類型区分の設定基準がかなり詳細に検討された。とくに「専業農家」の概念が、市街化進行地域の研究では再検討の余地のあることが結論づけられた。従って従来の農業統計や世界農林業センサスの「専業」規定では、かような地域の分析のためには有効性が小さくなっている。新しい概念が用意されるべきである。重視された要素は、経営主体者の意志であり、これには世帯主はもちろん、後継者の存在やその意志がとくに重要であり、それらの意志に基づく彼等の行動様式である。なぜなら、この意志と行動様式によって農業経営者としての学習や実践がおこなわれ、その能力が発揮されるからである。。

この場合に世帯員の農外就労や経営体としての不動産 賃貸業,ならびに従来の農業統計でいうところの兼業ないしは兼業収入,をどう解釈するかという問題が生ずる のであるが,これらも上述した経営主体者の意志や行動 様式に照らして判断されることになる。

「通勤兼業 I 型」「同 II 型」はおもに世帯主と後継者の就業によって分類される。「生業型」は従来の統計では「専業」に分類され、もっとも問題が大きい。

分析された農事実行組合としての経営体群は市街化地域のなかにあって,近郊農業ないしは近郊農村の変容過程において最終段階に近い状態にあり,しかも各経営体がかなり安定していることが判明した。

激しい都市化の波に曝されながら、専業農家が存在しており、相当優秀な経営体である。経営の安定度高く、 長期にわたって存続する可能性が強い。これらの農家のなかにはかなりの農用地を5条および4条転用によって失なっているものもある。その経営体について土地転用の過程と農業経営確立の過程とが関連づけて考察され、経済的な分析もおこなわれた。しかも経営体の中枢である農家住宅を中心にして、各土地構成の空間的分布も詳細に分析された。

いっぽう市街化進行地域では、これら専業農家にとっては規模拡大の機会も、非常にわずかではあるが、あり

えることも判明し、その経営体についても詳細な分析が 加えられた。都市側の土地要求と専業農家の代替地要求 との織りなすドラマでもある。

しかしながら大部分の農家は、各類型を通して最終的 には都市産業賃労働者か、あるいは若干は都市内自営業 者となっていく。

優秀な経営体であり、都市の要求する農作物の供給者でもあり、またそれだけの生産を継続維持していけるだけの経済的基盤をもち、かつ農業経営志向の意志の強固な経営体であっても、住宅地の中に分散、散在する農耕地をもとに「都市農業」という農業経営をおこなうには、あまりにもそれを阻害する要因が大きすぎる。それだけに農業者層の分化が非常に激烈であり、優秀な専業農家ではあっても崩壊の危険は一般農村とは比較にならない。

農業者層の分化の過程でおこなわれる貸家経営が経営 学的には成立しないこと、また、地価の上昇率が異常に 高い場合には、早期に貸家経営をおこなうほど損失が大 きいことの2点を理論的に説明した。農家は土地を購入 して貸家経営をおこなうのではないから、都市化の進行 に伴って、新しい農家が貸家経営に新規参入し、現象的 には貸家が急速に増大していくようにみえるのである。 また、この貸家経営のためには、農業による資本蓄積が ないのであるから、土地売却によらねば貸家建築資金は 出ない。従って不動産業者との対抗関係も生じ、農業者 層の中から生まれた不動産兼業者によって、農業者は農 業者の内部からも脱農を働きかけられることになる。

このような各農業者の意向を質問紙によって調査した結果をも示した。土地を売却するかどうか不明の農業者は半数、半数弱は売却しないといいながらも、農外事業として貸家を経営したいという農業者が3分の1もあって、土地は転用売却される必然性が大きいのである。従って農業継続志向農家の7割は将来の営農計画についても、どうしようもないという現状維持派である。

かようなさまざまの種類の農家とさまざまの種類の一般都市住宅が混在し、その間に散在する農用地をめぐって、都市と農村の矛盾が爆発している。その諸相を農家側と一般都市住民側とに分けて考察した。4分の3の農家が何らかの都市公害の影響をうけ、都市住民の側では農薬や肥料・騒音・砂塵など少なからず被害をうけており、苦情を農家側が受けている。都市住民への質問紙の直接配布による調査が望まれる。

公害はその定義が若干問題にはなろうが、「公害は、 資本主義的企業、個人経営の無計画な国土・資源の利用 と、社会資本の不足、都市計画の失敗を原因として発生 し、農民・市民の生産や生活を妨害する社会的災害であ り、公害の加害者は主として資本家階級であり、被害者 は主として、農民・労働者階級である」という宮本憲一 氏の指摘³⁷⁾を容認するならば、大都市やその周辺も含めて「日本の都市化」そのものが公害とも言える。従って 農業者も一般都市住民も「都市化」の被害者である。

市街化進行地域での一般都市住民と農業者のこの共通 意識こそが都市と農村の矛盾解消,両者の融合を希求す る原点になるであろうし,またそうであることを期待し たい。

分析された地域も含めて市街化進行地域に存在する,すくなくともうえにみた「専業農家」は、都市の要求する農作物供給の確実な生産者でありえるはずだ。農作物の消費者としていろいろ希望がないわけではないが、優先性を重視するならば、最高に譲れる条件で、都市農業ないし都市農業地域は「計画」の段階にきていると考えられる。「計画」の考え方や手法については残された紙面もなく、筆者も専門家ではないから、いま直ちに論じることはできないが、前者については、この稿も含めて、いくつかのことは指摘もできると思う。ここはひとまず筆をおいて別の機会に譲ることにしよう。

謝辞 未筆ながら、現地調査にあたっては、鎌ヶ谷市 長飯田毅さん、議会事務局長坂元義一さん、秘書課係長 湯桟武治さん、税務課々長益田光さん、同係長山川進さ ん、農業委員会事務局長中村麗子さん、企画課長川井彰 さんにはとくにお世話になった。またお名前はいちいち 掲げないけれども、関係各課各係の方々や農家の方々に も、お忙しいなかを貴重な時間をさいていただいたり、数 多くの資料や御発言をいただくなど、ひとかたならぬお 世話になった。誌上を借りて厚く感謝の意を表したい。

注

- 1) 拙稿, 1974:207p.p.。 及び1978:79—102。
- 2) 昭和50年10月1日現在で,15才以上就業者は1,637 人,全体の6.7%を占める。15才以上就業者総数は 26.329人。
- 3)第1表参照。昭和52年10月1日現在のこの市の人口 69,508人,農業就業人口は、同年2月1日現在で3,362人。
- 4) 千葉県内他市町村,東京都および埼玉県を除く他県からの転入人口は毎年,総転入人口の約20%強を示して,比率は一定である。
- 5) ちなみに、昭和47年12月31日現在で、公共用を除いた家屋全棟数13,400余棟のうち、併用住宅をも含めた住居用は全体の93%を占める。また、昭和53年1月1日現在の公共用を除く全棟数は、木造・非木造合せて18,520棟であるが、そのうちの併用住宅も含めて住居用は17,313棟となり、全体の93.5%を占める。
- 6)国立国会図書館調査立法考査局,1967:93。
- 7) 本稿では、すでに別稿の研究によって、この地域に

- おける中心都市の性格や都市化の性格を十分に明らかにしてあると考えるので、そのことについては触れない。 拙稿,1974:1-74。
- 8) 拙稿, 1974:38-56, とくに第8表, 同, 1978:80 -83, とくに81-82の表1,また,山鹿, 1960:87-199。
- 9)清水,1959:56-59,同,1960:63-69及び高野,1960:1273-78。
- 10) 大野, 1969: 15—70, 柴田, 1967: 44—47, 133—191。
- 11) エンゲルス, 1878:515-19,マルクス,1867:586。
- 12) 拙稿, 1974:1-8。
- 13) 拙稿, 1974:59-74, 同, 1978:83-86。
- 14) 表 3 にみるように昭和35年 2 月 1 日の 耕 地 面 積は 855ha, 同52年2月1日で531haで、耕地の減少面積は 昭和35年の全面積に対して37.9%を占めている。1年 間の時間的差はあるものの、10%の食い違いはきわめ て大きい数値である。もちろん、農地転用の件数・面 積は農業委員会によって把握されてはいるが, これは 1952年制定された農地法(法229)によるのであって、 農地の権利移動及び転用の制限は同法第2章第1節の 第3,4,5条で規定されている。この場合,5,000 坪以下の転用は農業委員会を通じて、各都道府県知事 の許可を得, また 5,000 坪以上の場合は農林大臣の許 可を要することが定められている。また 昭和 45 年 以 降, 5,000 坪以下に転用者の申請・届出が義務づけら れているだけで、実際にはかなりのものが無届けのま まおこなわれているという事実も知られている。しか し、国・都道府県や公共団体が転用する場合はこの農 地法の適用をうけない。ちなみに、大阪府の1958~62 年の資料によると、農地法適用以外の転用面積は総転 用面積の13.5%という報告がある(桑原, 1966)。し かしながら、この市の転用面積には公共用地分も含め て計上してあるから、「無届け」分を考慮してもかな り大きな食違いを生じていることになる。これは思う に, 前記の耕地面積の算定方法に問題があるためであ ろう。表3の耕地面積はいずれも農林業センサスの結 果であるが、一般にセンサスの調査表は各調査員が調 **香表に聴取によって記入するか、あるいはその調査表** を被調査者に記入してもらう(調査員が自分で記入し てしまう場合もかなりみうけられる)のであって,実 測ではないから、正確な数値が記入されない場合があ る。これは、筆者の全国いたるところの実態調査の経 験によれば、経営耕地面積の大なる農家ほどその傾向 が強いように思われる。経営耕地面積を正しく把握で きないと、ミクロな調査研究ではとくに支障が大きい から、いくつかの方法によってクロス・チェックをお こなうことが望ましい。

- 15) たとえば昭和38,39の両年には「工業用地」がそれぞれ29件,58,036㎡,63件,61,540㎡転用されたが,そのうち,社宅や寮に転用されたのは各々,8件,14,479㎡,37件,27,428㎡であり、夫々全体の24.9,44.6%を示している(拙稿,1974:80-81 および103-108)。
- 16) 佐藤, 1979:183。
- 17) 拙稿, 1978:81, 図-1をみよ。
- 18) 約4分の3が貸家用の転用とみてよい(拙稿, 1978:88)。
- 19) 鎌ヶ谷市役所職員(農業委員会)の言による。同様な例は大字界、つまり近世のムラ境にもみられ、それがそのまま現在の地区や市域の境になって、きわめて奇妙な境界線の形態を示している。
- 20) 中野, 1970:92-107, 長島1972:38-58。
- 21) 拙稿, 1974: 1-74, とくに第8表, および拙稿, 1978: 81-82, とくに表-1参照。
- 22) 三葉については、「忌地」現象がきわめて強くあらわれることが、栽培面積の急減の最大理由であろう。
- 23) 梨栽培農家の言によると、観光梨園化すること自体は、卸売市場で商品価値の高い梨を栽培しようという、経営目標をはずすことになり、梨の「産地」としての問題は大きい。
- 24) 拙稿, 1972:89-92。
- 25) 拙稿, 1972: 149-150および175-176。
- 26) 拙稿, 1978: 89-94, および179-180 (第41表)。
- 27) 拙稿, 1978:91-95。
- 28) 農事実行組合は、戦後「隣組」のような形で発足したもので、それはおおいに戦時下の組織に負っていると考えられるが、行政的な境界にはとらわれず、個々の農家の距離関係や姻戚関係による結合、まとまりである。
- 29) 昭和47年10月現在の数値(筆者アンケート)によるので、その時点での実行組合員であっても、現在では必ずしも農事実行組合員ではなく、組合から脱落したものもある。また、センサスの調査対象農家が必ずしも全部農事実行組合の名簿に載るというわけでもない。
- 30) 拙稿, 1972:155-156。
- 31) 何故に不動産経営にのりだしたか不明である。将来 の相続税対策,あるいはこれだけの農業専業経営であ りながら次代を担う子供に恵まれていないので,将来 の生活設計とも関連があるかもしれない。
- 32) 所得税法によって「長期譲渡所得」に該当すれば, 比例税率による分離課税が適用されるが,この税率が 昭和44~46年まではわずか10%であったこと,それ以 前の旧法では総合課税で超過累進税率であったから, かなりの優遇になる。また租税特別措置法第37条によ

- って、土地や借地権以外の特定の「事業用資産」の買換えの場合は、譲渡価額と取得価額の差額についてのみ課税されるからである。拙稿、1972:162 163 参昭
- 33) 例えば昭和40年頃1戸当たり平均敷地99㎡,平均建坪33㎡ (建築費3.3㎡当たり7万円)の貸家を、3.3㎡当り1.8万円の地価の土地に建て、家賃1ヶ月1.1万円(礼金は2ヶ年更新で1ヶ月分)の農家の例では、建物の償却費7%、利子8%、租税および管理・修繕費など合計2%をあてて計算すると、地代相当資本還元額は7,700余円である。拙稿、1972:120—121参照。
- 34) 拙稿, 1978: 88。40年頃 3.3 ㎡当たり 1.8 万円の土地は現在20万円。
- 35)(注)33の条件で、貸家経営に必要な資金を全部土地売却によっておこなう(5条転用)とし、必要な敷地は4条転用でおこなうとすると、1戸の貸家に対して総計約227㎡の土地が必要となる。この土地を各々の時代の実勢地価水準(昭和47年は3.3㎡当たり11万円、同53年は25万円)で売却した代金を銀行の定期預金(年利6%)と、各時代の家賃収入(同上、実際の家賃は各々1ヶ月当たり1.4万円、2.5万円)とを比較したもの。拙稿、1972:160—161参照。
- 36) 拙稿, 1972:161-162, 施設園芸 (ビニール・ハウスによるキュウリまたはトマト栽培との比較。4条転用の土地のみによる比較。5条転用分まで含めれば,1~2倍である。
- 37) 宮本憲一, 1965:13, 及び1973:23。

文献 一覧

エンゲルス著(村田陽一・寺沢恒信訳)

1955 『反デューリング論』(原本1894年)国民文庫,大月書店。

大石堪山

1974 『個別住宅地化による都市化と近郊地域の変 貌およびそれに付随する 2.3 の問題』東京都 立大学都市研究委員会。

1978 「非計画的市街地形成に伴う居住地環境の諸 問題 | 『総合都市研究』 4号, 79—102。

大野隆男

1969 「都市問題の特徴と本質」佐藤武夫・西山卯 三編『都市問題,その現状と展望』沙文社, 15-70。

鎌ヶ谷市

1974 『統計鎌ケ谷,昭和53年版』。 鎌ケ谷市役所

1972 『鎌ヶ谷市統計書』。

鎌ヶ谷町

1965 『総合10ヶ年計画案』。

1967 『統計・かまがや』。

1968 『町勢要覧・かまがや』。

鎌ヶ谷町企画室

1968 『鎌ヶ谷町統計書』。

鎌ヶ谷町企画調整課

1966 『鎌ヶ谷町都市計画基礎資料集』。

木内信蔵・山鹿誠次・清水馨八郎・稲永幸男編

1964 『日本の都市化』古今書院。

桑原公徳

1966 「土地利用の問題―農地の転用を中心に」藤 岡謙二郎編『現代都市の諸問題』地人書房,

104-119₀

国立国会図書館調査立法考査局

1967 『都市化と近郊農業の諸問題』。

佐藤俊雄

1979 「都市農業の変質」青木英一・白坂蕃・永野 征男・福原正弘編著『現代日本の都市化』古

今書院, 173-190。

柴田徳衛

1967 『現代大都市論』東大出版。

清水馨八郎

1960 「東京の都市化考察の前提―都市化の現代的

意義」『地理』5,63-69。

中野一新

1970 「生産調整と都市近郊農民―近畿 地 方 の 場

合」『日本農業年報』, XIX, お茶の水書房, 92-107。

長島弘道

1972 「草加市における農家の非農業的土地利用」 『人文地理』 24,38-58。

日本住宅公団

1965 『東京の近郊地帯の都市化に関する研究』。 マルクス著(長谷部文雄訳)

1954 『資本論』(原本1867年)第一部下冊,青木書店。

宮本憲一

1965 「現代資本主義と公害」 岩井 弘 融・加藤一郎・柴田徳衛・八十島義之助編『都市問題講座』 6,公害・災害,有斐閣,9-37。

1973 「現代資本主義と公害・災害」伊東光晴他編 『現代都市政策 W一都市と公害・災害』岩波 書店, 16-37。

山鹿誠次

1960 a 「東京西郊における住宅地の発展と都市化一 特に小金井市を 例 と し て」『東京学芸大報 告』11, 17--28。

1960 b 「大都市近郊の都市化―東京西郊 を 例 と して」『地学雑誌』69,187—199。

1969 「東京北郊の都市化―京埼地域の形成とその 動向」不動産研究所編『都市・土地・住宅』 76―93。

URBAN AGRICULTURE AND NON-AGRICULTURAL LAND USE BY FARMERS IN RAPIDLY URBANIZING AREAS

Taizan Oishi
Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University

Comprehensive Urban Studies, No. 7, 1979, pp. 47-72

The changing processes of suburban agriculture and farms in the urbanizing areas were analyzed, in reconsideration of the research methods of suburban and urbanizing areas. In an attempt to gain a synthetic understanding of relationships between town and country, or town inhabitants and farmers, special attention should be given to "the farm households and farmers in the past" which played a significant role as the suppliers of both the land for housing and the labourers for town industries. They had been ignored by urban geographers and also agricultural geographers, because of the difficulty in getting data and materials.

Firstly, several analyses were conducted in this local municipal area on the changes of planted acreage, the number of farms and agricultural labourers, and furthermore, on the changing usage of land from agricultural to non-agricultural.

Secondly, through the analysis of changing management of all farm households from 1965 to 1979 in the most urbanized area, they were classified into groups of seven household types which were genetically ordered. As the new criteria for 'full-time farm households' much thought was given to intentions or purposes in farming of the heads and successors of respective farm households. Impeding factors for urban agriculture in rapidly urbanizing areas were clarified too by interviews and questionnaires.

Thirdly, the reasons why land acreage for farming increased or decreased in each enterprise through the changing processes from agricultual land use to non-agricultural (houses to let), were explained by information supplied by a municipal office and the results of drill of interviews with many farmers. These were shown in a large-scale land use map and in a big table.

And fourthly, theoretical explanations were given for each of the following: renting houses didn't pay economically; the earlier having them, the greater losses they suffered; and, houses to let by the farmers were increasing apparently in heavily urbanizing areas.